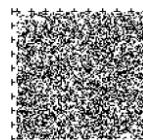


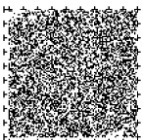
共に生き、
しあわせを
感じる社会
を目指して

第7期日高市障がい者計画・障がい福祉計画
第3期日高市障がい児福祉計画



令和6年3月
日高市





はじめに

本市では、「共に生き、しあわせを感じる社会を目指して」を基本理念とした「第6期日高市障がい者計画・障がい福祉計画 第2期日高市障がい児福祉計画」を推進してまいりました。この計画が令和6年3月をもって期間満了となりますことから、新たに令和6年4月から令和9年3月末までの3か年を期間とした「第7期日高市障がい者計画・障がい福祉計画 第3期日高市障がい児福祉計画」を策定しました。



この計画では、障がいのある人もない人も、お互いに障がいの有無にかかわらず、地域で「共に」生き、しあわせを感じる社会を目指し、基本理念に「共に生き、しあわせを感じる社会を目指して」を引き続き掲げ、障がい福祉施策を推進してまいります。

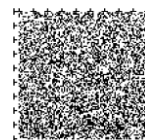
令和6年（2024年）には、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律が改正され、事業者の障がい者への合理的配慮が義務化されます。また、障がい者の雇用の促進等に関する法律が改正され、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進等の措置が講じられます。本市も、障がい福祉の環境の変化に柔軟に対応し、地域で皆さんが共にしあわせや喜びを感じられるよう努めてまいります。

未筆になりますが、計画の策定を進めていた令和5年は、市民生活に大きな影響をもたらした新型コロナウイルス感染症への対策が縮小され、コロナ禍前の生活に戻る移行期となりました。感染症対策を講じながら、障がい福祉サービスの提供等を行う事業所や関係機関等の皆様におかれましては、ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

また、本計画の策定に当たり、日高市障害者地域総合支援協議会委員をはじめアンケート調査や市民コメント等にご協力くださいました皆様に感謝申し上げます。

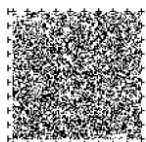
令和6年3月

日高市長 谷ヶ崎 照 雄



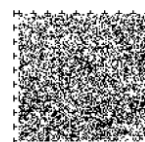
○「障がい」の「害」を「がい」に改めています

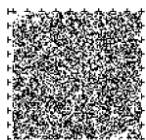
市では、団体名等の名称を除き「障がい」の「害」を「がい」に改めて表記しています。「害」の文字が不快を与え、誤解を招く恐れがあると、障がい者団体などからのご意見を参考に平成 15 年度より実施しています。



目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画策定の目的と位置付け	3
3 計画の期間.....	5
4 計画の対象者.....	5
第2章 障がい福祉の現状	7
1 障がい者（児）の現状	8
2 障がい者（児）数の将来推計	20
3 障がい者実態調査の結果	21
第3章 障がい者計画	31
1 施策の体系.....	32
2 基本理念.....	33
3 基本目標.....	34
基本目標1 障がいへの理解と差別の解消.....	38
「成年後見制度利用促進基本計画」について.....	43
基本目標2 安心して暮らすことができる生活環境の実現	44
基本目標3 障がい者（児）の生活を地域で支えるシステムの実現.....	50
基本目標4 社会参加の促進と支援の充実.....	57
第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	63
1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について	64
2 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の成果目標の達成状況	65
3 成果目標設定の方針	68
4 成果目標の設定.....	72
■ 障がい者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会（イメージ）	75
5 サービスの見込量と見込量確保のための方策	85
第5章 計画の実現に向けて	115
1 各主体の役割と連携体制の強化	116
2 計画の推進と進捗管理	118
3 「共に生き、しあわせを感じる社会を目指して」持続可能な取り組みの推進..	119
日高市障害者地域総合支援協議会委員名簿.....	121



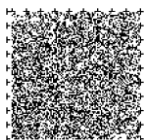


第1章 計画の概要

～計画の基本的な考え方～

第7期日高市障がい者計画・障がい福祉計画 第3期日高市障がい児福祉計画の基本的な考え方を定めます。

- 1 計画策定の背景
- 2 計画策定の目的と位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象者



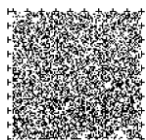
1 計画策定の背景

本市では、令和3年3月に「第6期日高市障がい者計画・障がい福祉計画 第2期日高市障がい児福祉計画」を策定してから、時代の変化や障がい者（児）のニーズに的確に対応するため、計画の進捗状況の検証を重ねつつ、福祉施設の整備、障がい者の就労支援、障がい者（児）の権利擁護に関する取組など、各種の障がい者施策を推進してきました。令和3年度に始まったこの計画は、令和5年度末をもって期間満了となりますが、この間、障害者権利条約の総括所見に基づく地域社会への取り組みや、県が始めたケアラー支援に関する条例の全国的普及等、障がい者（児）を取り巻く制度や状況も変化しています。

国では、地域共生社会の実現に向けた取組を推進しており、令和3年度に施行された、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律では、市町村は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の推進に取り組むこととされています。

令和4年には、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行されました。

本計画は、これらの動向等を踏まえ、アンケート調査や市民コメントを実施し、市民参加のもと、より時代とニーズに即した障がい福祉施策を推進するために策定したものです。



2 計画策定の目的と位置付け

1 計画の目的

本計画は、「共に生き、しあわせを感じる社会をめざして」を基本理念に掲げ、障がいのある人もない人も、お互いに、障がいの有無にかかわらず、地域で「共に」生き、「共に」しあわせを感じることのできる社会を目指し、障がい福祉施策を総合的（※）に推進していくことを目的にしています。

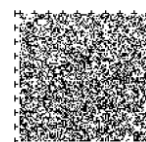
（※）本市では、障害者基本法に基づく障がい者計画と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という。）に基づく障がい福祉計画を一体的に策定し、障がい福祉施策を推進してきました。

また、前計画より障がい児福祉計画については、その内容について障がい福祉計画と関連性が高いことから、併せて策定（障害者総合支援法第 88 条第 6 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 6 項の規定）しています。

2 法的な位置付け

本計画は障害者基本法に基づく市町村障がい者計画と、障害者総合支援法に基づく市町村障がい福祉計画及び児童福祉法に基づく市町村障がい児福祉計画として位置付けられています。

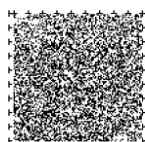
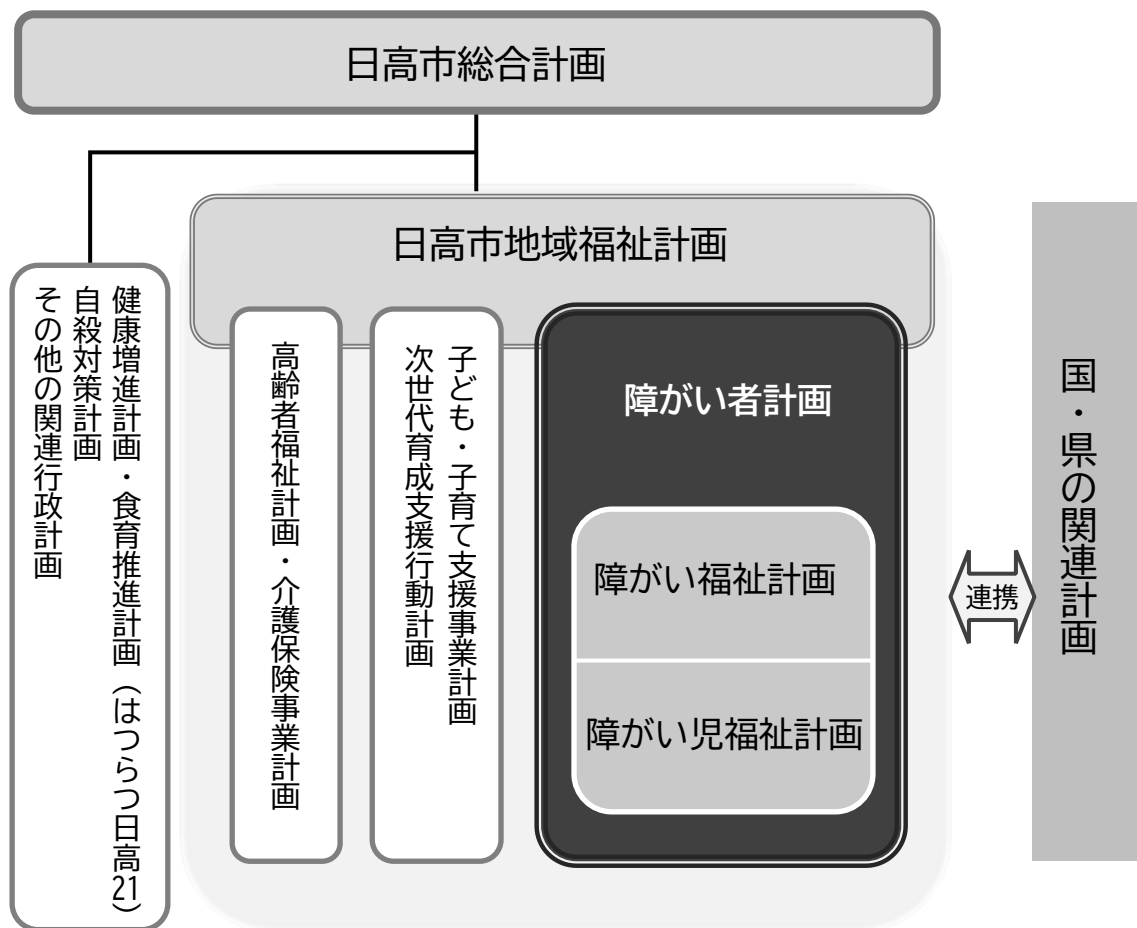
① 障がい者計画	障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めるものです。
② 障がい福祉計画	障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づき、国の基本指針に沿って、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。
③ 障がい児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づき、国の基本指針に沿って、障がい児通所支援や、障がい児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。



3 他計画との関係

本計画は、「日高市総合計画」と福祉分野の包括的な計画となる「日高市地域福祉計画」を上位計画とした、障がい福祉施策に関する分野別計画です。また、本計画の該当箇所については、本市の成年後見利用促進基本計画の障がい福祉分野を兼ねるものとなります。

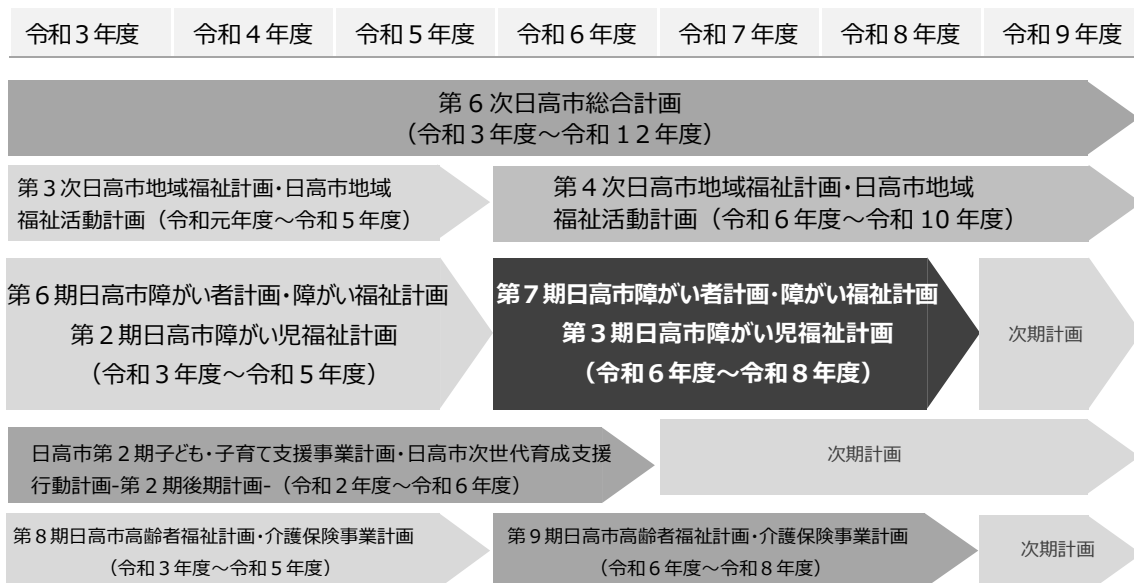
福祉分野をはじめ各分野別の生活関連分野の計画との連携を図るとともに、国の「障がい者基本計画」や県の「埼玉県障がい者支援計画」等の関連計画とも連携を図っていきます。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とします。

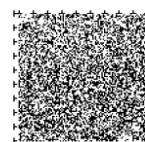
これは、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を1期3年とする国の基本方針に基づくものであり、障がい者計画もこれに合わせた期間としています。

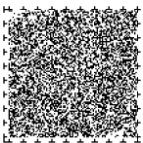


4 計画の対象者

本計画では、「障がい者」、「障がい児」が中心となりますが、障がい福祉施策を総合的に推進していくことから、全市民が対象となります。

なお、本計画における「障がい」とは、障害者基本法及び児童福祉法等に従い、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む。）、その他の心身の機能の障がい（政令で定める難病などを含む。）を指すものとし、障がい及び社会的障壁により継続的な日常生活、社会生活に相当な制約を受ける状態にある18歳以上の者を「障がい者」、18歳未満の児童を「障がい児」とします。



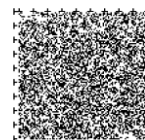


第2章 障がい福祉の現状

～障がい者（児）と数とその障がいの状況について～

計画の前提となる、統計データによる障がい者（児）の現状と、今後の障がい者（児）の数の推計、アンケート結果による、障がい者（児）等の現状や意向をまとめます。

- 1 障がい者（児）の現状
- 2 障がい者（児）数の将来推計
- 3 障がい者実態調査の結果



1 障がい者（児）の現状

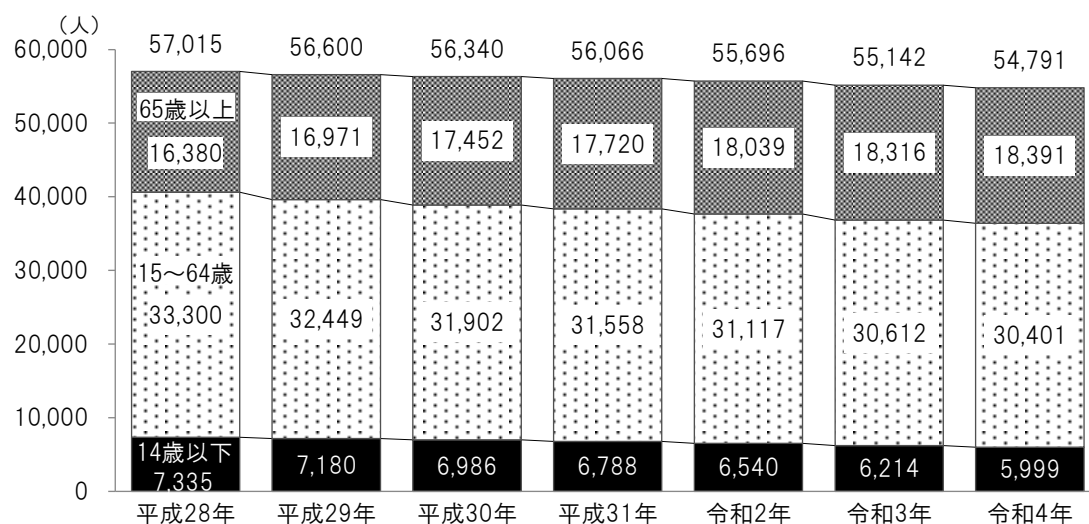
1. 人口の状況

（1）年代分類別人口の推移

近年の本市の人口は減少傾向にあり、平成31年から令和4年の3年間で1,275人が減少しています。年代別に見ると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が減少傾向にある一方で、65歳以上の老年人口は増加傾向にあります。

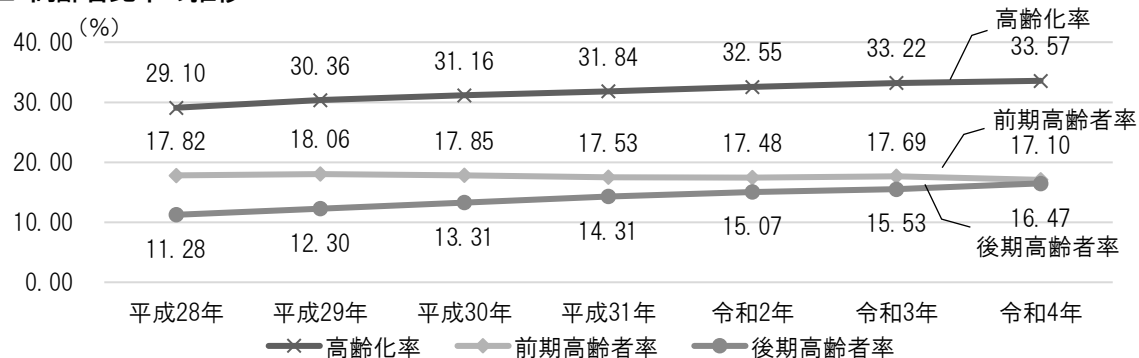
高齢者の割合（高齢化率）は3割を超え、平成29年以降は65～74歳（前期高齢者）の割合が低下し、75歳以上（後期高齢者）の割合が上昇しています。

■ 年齢3区分人口の推移

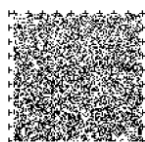


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 高齢者比率の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

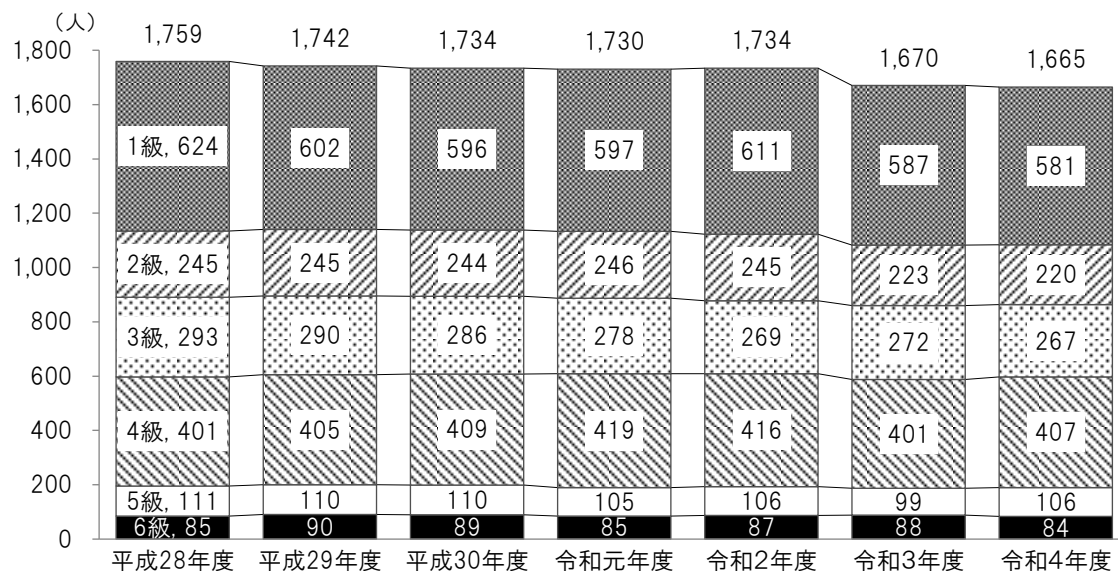


2. 障がい者手帳所持者の状況

(1) 身体障がい者手帳所持者数

身体障がい者手帳所持者数は、平成 29 年度以降減少傾向にあり、令和 3 年度には 1,700 人を下回り、令和 4 年度は 1,665 人となっています。令和 4 年度の等級別の構成割合は 1 級が 34.9% で最も高く、次いで 4 級が 24.4% となっています。

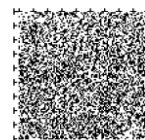
■ 等級別身体障がい者手帳所持者数



単位：上段／人、下段／%

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	伸び率 H28→R4
合計	1,759 100.0%	1,742 100.0%	1,734 100.0%	1,730 100.0%	1,734 100.0%	1,670 100.0%	1,665 100.0%	-5.34%
等 級	1 級 35.5%	602 34.6%	596 34.4%	597 34.5%	611 35.2%	587 35.1%	581 34.9%	-6.89%
	2 級 13.9%	245 14.1%	244 14.1%	246 14.2%	245 14.1%	223 13.4%	220 13.2%	-10.20%
	3 級 16.7%	290 16.6%	286 16.5%	278 16.1%	269 15.5%	272 16.3%	267 16.0%	-8.87%
	4 級 22.8%	405 23.2%	409 23.6%	419 24.2%	416 24.0%	401 24.0%	407 24.4%	1.50%
	5 級 6.3%	110 6.3%	110 6.3%	105 6.1%	106 6.1%	99 5.9%	106 6.4%	-4.50%
	6 級 4.8%	90 5.2%	89 5.1%	85 4.9%	87 5.0%	88 5.3%	84 5.0%	-1.18%

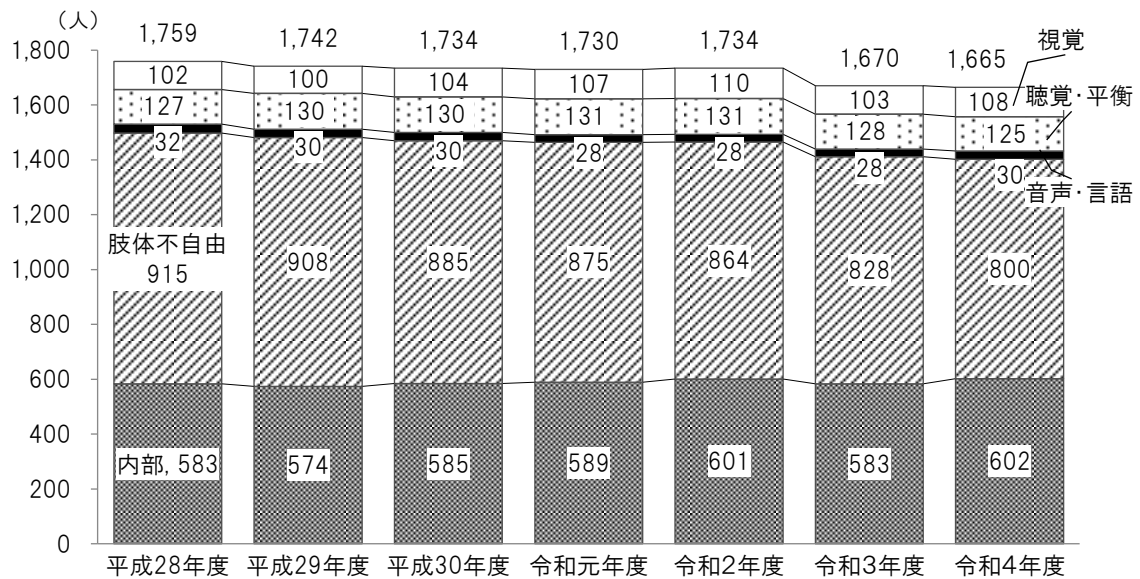
資料：障がい福祉課（各年度末現在）



(2) 身体障がい種別の身体障がい者手帳所持者数

身体障がい者手帳所持者を身体障がい種別ごとに見ると、令和4年度では肢体不自由の割合が最も高く 48.0%と、次いで内部障がい が 36.2%となっています。肢体不自由と内部障がい で8割以上を占めています。

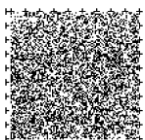
■ 身体障がい種別身体障がい者手帳所持者数



単位：上段／人、下段／%

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	伸び率 H28→R4
身体障がいの種類	合計	1,759 100.0%	1,742 100.0%	1,734 100.0%	1,730 100.0%	1,734 100.0%	1,670 100.0%	1,665 100.0%	-5.34%
	視覚	102 5.8%	100 5.7%	104 6.0%	107 6.2%	110 6.3%	103 6.2%	108 6.5%	5.88%
	聴覚・平衡	127 7.2%	130 7.5%	130 7.5%	131 7.6%	131 7.6%	128 7.7%	125 7.5%	-1.57%
	音声・言語	32 1.8%	30 1.7%	30 1.7%	28 1.6%	28 1.6%	28 1.7%	30 1.8%	-6.25%
	肢体不自由	915 52.0%	908 52.1%	885 51.0%	875 50.6%	864 49.8%	828 49.6%	800 48.0%	-12.57%
	内部	583 33.1%	574 33.0%	585 33.7%	589 34.0%	601 34.7%	583 34.9%	602 36.2%	3.26%

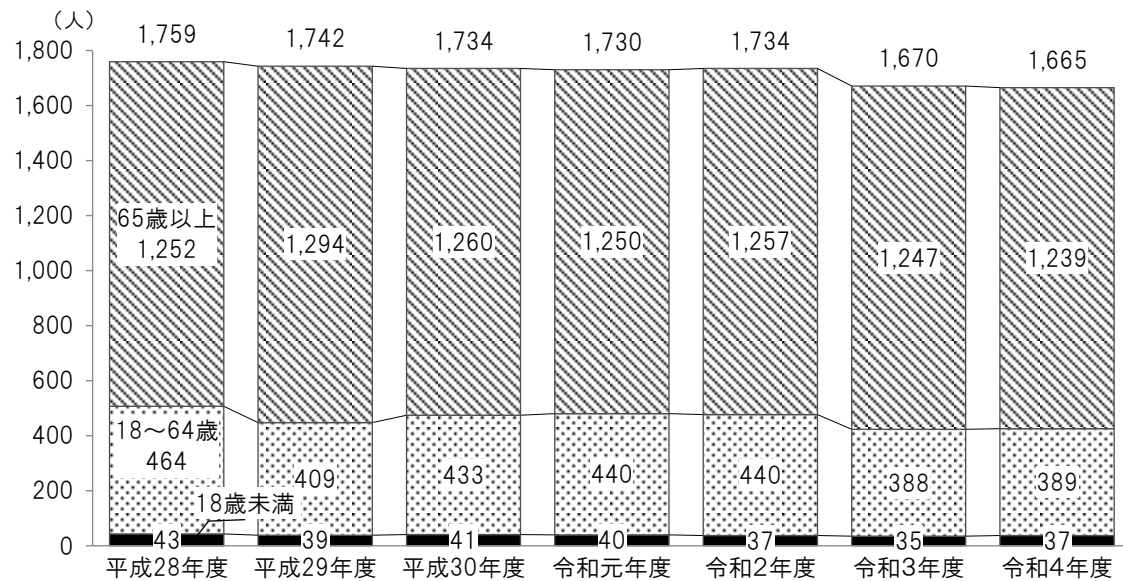
資料：障がい福祉課（各年度末現在）



(3) 年齢別の身体障がい者手帳所持者数

身体障がい者手帳所持者を年齢別に見ると、65 歳以上が 7 割以上を占めています。令和 4 年度では 65 歳以上が 74.4%、次いで 18～64 歳が 23.4%、18 歳未満が 2.2%となっています。

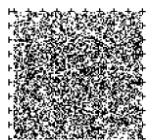
■ 年齢別身体障がい者手帳所持者数



単位：上段／人、下段／%

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	伸び率 H28→R4
合計	1,759 100.0%	1,742 100.0%	1,734 100.0%	1,730 100.0%	1,734 100.0%	1,670 100.0%	1,665 100.0%	-5.34%
65 歳以上	1,252 71.2%	1,294 74.3%	1,260 72.7%	1,250 72.3%	1,257 72.5%	1,247 74.7%	1,239 74.4%	-1.04%
18～64 歳	464 26.4%	409 23.5%	433 25.0%	440 25.4%	440 25.4%	388 23.2%	389 23.4%	-16.16%
18 歳未満	43 2.4%	39 2.2%	41 2.4%	40 2.3%	37 2.1%	35 2.1%	37 2.2%	-13.95%

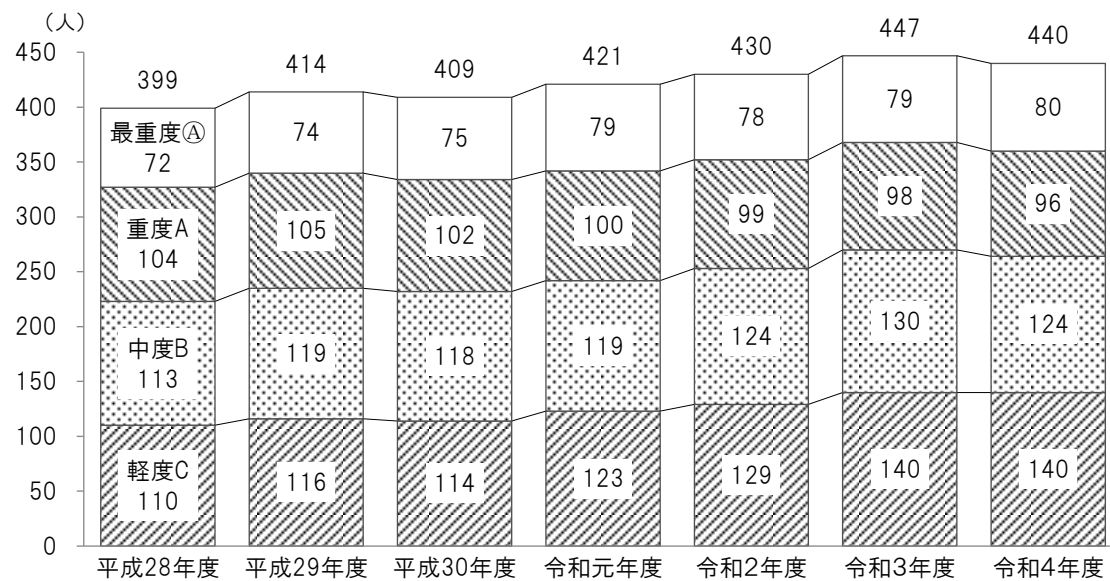
資料：障がい福祉課（各年度末現在）



(4) 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、平成 30 年度から令和 3 年度まで増加傾向が続いていましたが、令和 4 年度は 440 人とやや減少しています。平成 28 年度から令和 4 年度までの伸び率を見ると、軽度 C が 27.27%と増加しています。令和 4 年度の等級別の構成割合は軽度 C が 31.8%で最も高く、次いで中度 B が 28.2%となっています。

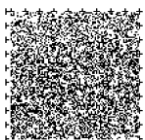
■ 等級別療育手帳所持者数



単位：上段／人、下段／%

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	伸び率 H28→R4
等 級	合計	399 100.0%	414 100.0%	409 100.0%	421 100.0%	430 100.0%	447 100.0%	440 100.0%	10.28%
	最 重 度 A	72 18.0%	74 17.9%	75 18.3%	79 18.8%	78 18.1%	79 17.7%	80 18.2%	11.11%
	重 度 A	104 26.1%	105 25.4%	102 24.9%	100 23.8%	99 23.0%	98 21.9%	96 21.8%	-7.69%
	中 度 B	113 28.3%	119 28.7%	118 28.9%	119 28.3%	124 28.8%	130 29.1%	124 28.2%	9.73%
	軽 度 C	110 27.6%	116 28.0%	114 27.9%	123 29.2%	129 30.0%	140 31.3%	140 31.8%	27.27%

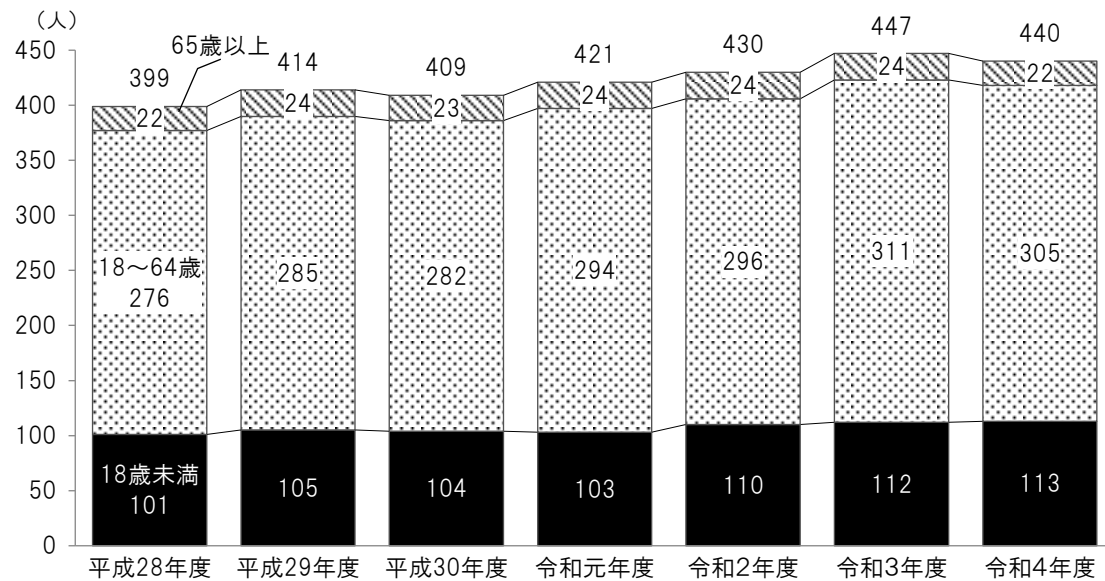
資料：障がい福祉課（各年度末現在）



(5) 年齢別の療育手帳所持者数

療育手帳所持者を年齢別に見ると、18～64 歳が約 7 割となっています。令和4 年度では 18～64 歳が 69.3%、次いで 18 歳未満が 25.7%、65 歳以上が 5.0%となっています。

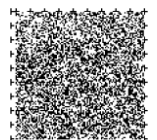
■ 年齢別療育手帳所持者数



単位：上段／人、下段／%

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	伸び率 H28→R4
合計	399 100.0%	414 100.0%	409 100.0%	421 100.0%	430 100.0%	447 100.0%	440 100.0%	10.28%
65 歳 以上	22 5.5%	24 5.8%	23 5.6%	24 5.7%	24 5.6%	24 5.4%	22 5.0%	0.00%
18～64 歳	276 69.2%	285 68.8%	282 68.9%	294 69.8%	296 68.8%	311 69.6%	305 69.3%	10.51%
18 歳 未満	101 25.3%	105 25.4%	104 25.4%	103 24.5%	110 25.6%	112 25.1%	113 25.7%	11.88%

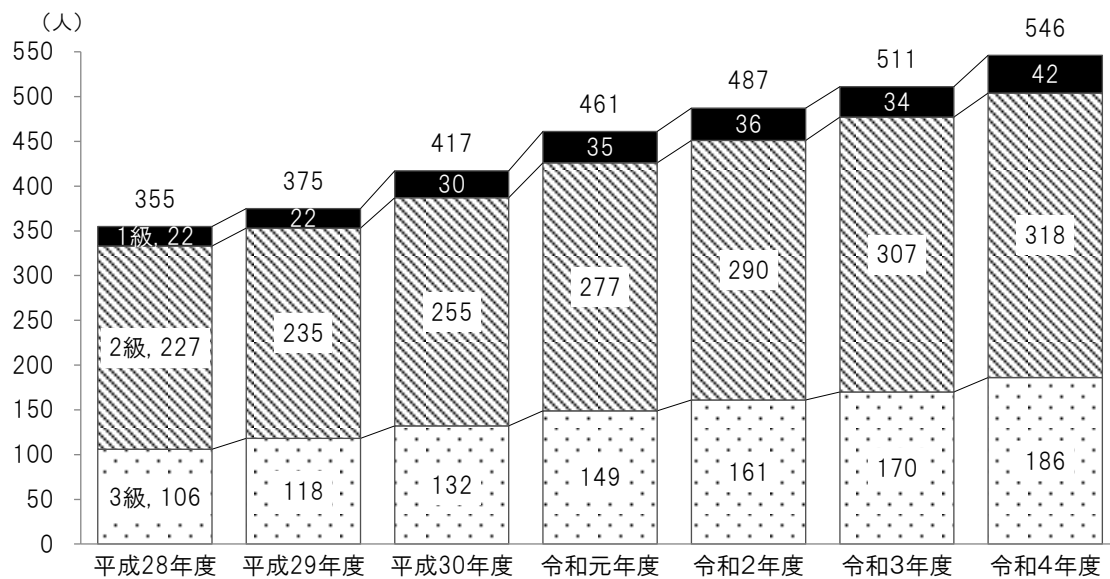
資料：障がい福祉課（各年度末現在）



（６）精神障がい者保健福祉手帳所持者数

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加傾向が続いており、令和４年度は 546 人と平成 28 年度の 355 人から 191 人の増加となっています。平成 28 年度から令和４年度の伸び率は、53.80%となっています。令和４年度の等級別の構成割合は２級が 58.2%で最も高く、次いで３級が 34.1%、１級が 7.7%となっています。

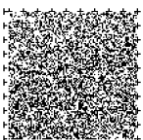
■ 等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数



単位：上段／人、下段／％

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	伸び率 H28→R4
等 級	合計	355 100.0%	375 100.0%	417 100.0%	461 100.0%	487 100.0%	511 100.0%	546 100.0%	53.80%
	1級	22 6.2%	22 5.9%	30 7.2%	35 7.6%	36 7.4%	34 6.7%	42 7.7%	90.91%
	2級	227 63.9%	235 62.7%	255 61.2%	277 60.1%	290 59.5%	307 60.1%	318 58.2%	40.09%
	3級	106 29.9%	118 31.5%	132 31.7%	149 32.3%	161 33.1%	170 33.3%	186 34.1%	75.47%

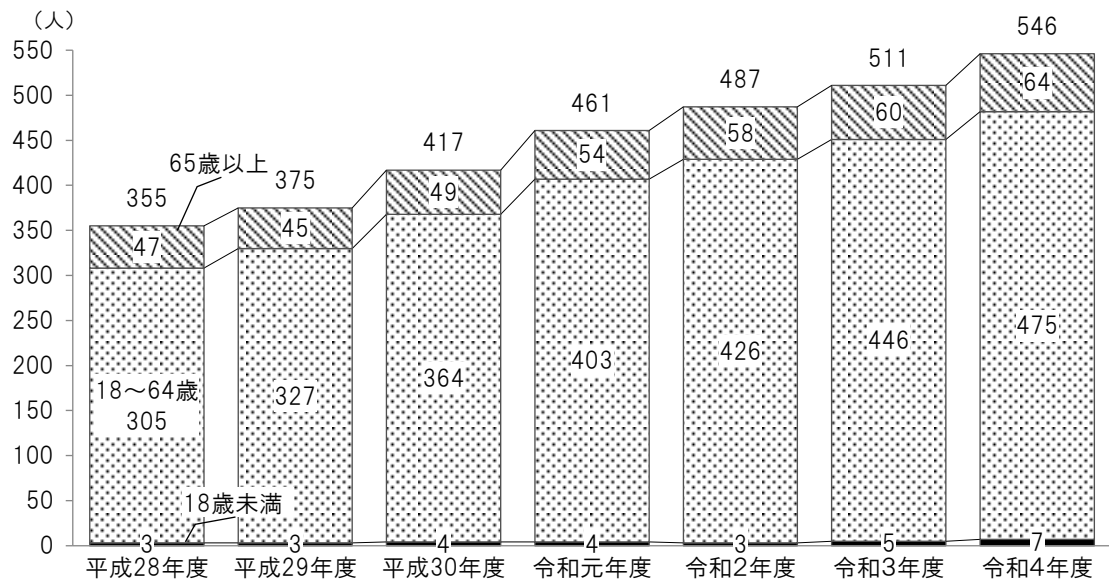
資料：障がい福祉課（各年度末現在）



(7) 年齢別の精神障がい者保健福祉手帳所持者数

精神障がい者保健福祉手帳所持者を年齢別に見ると、18～64 歳が8割以上を占めています。令和4年度では18～64 歳が87.0%、次いで65 歳以上が11.7%、18 歳未満が1.3%となっています。

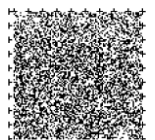
■ 年齢別精神障がい者保健福祉手帳所持者数



単位：上段／人、下段／%

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	伸び率 H28→R4
合計	355 100.0%	375 100.0%	417 100.0%	461 100.0%	487 100.0%	511 100.0%	546 100.0%	53.80%
65 歳 以上	47 13.2%	45 12.0%	49 11.8%	54 11.7%	58 11.9%	60 11.7%	64 11.7%	36.17%
18～64 歳	305 85.9%	327 87.2%	364 87.3%	403 87.4%	426 87.5%	446 87.3%	475 87.0%	55.74%
18 歳 未満	3 0.8%	3 0.8%	4 1.0%	4 0.9%	3 0.6%	5 1.0%	7 1.3%	133.33%

資料：障がい福祉課（各年度末現在）

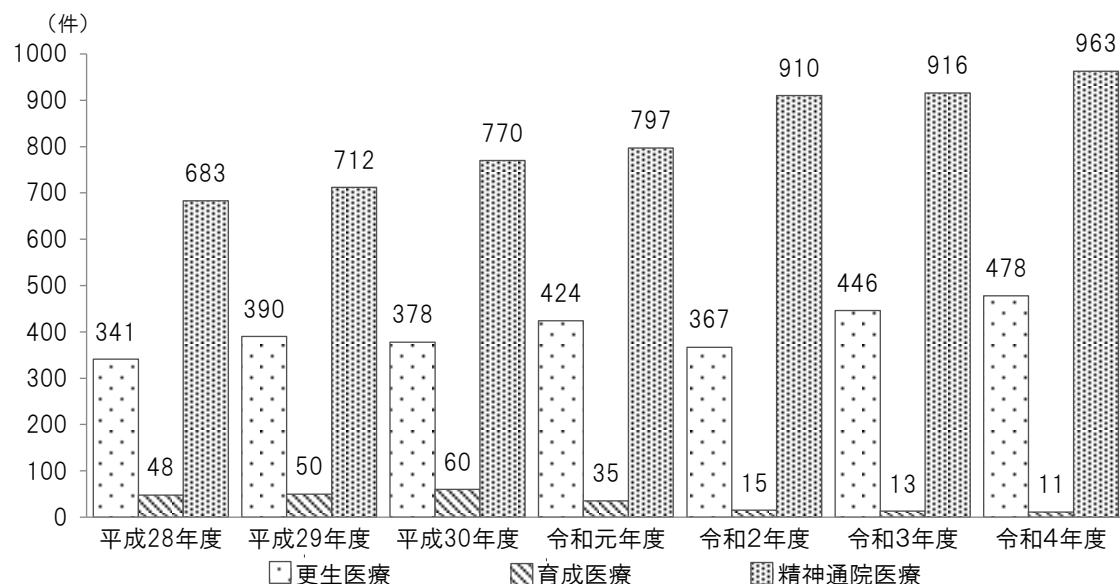


3. 自立支援医療※等の利用者の状況

(1) 自立支援医療給付件数

精神通院医療の給付件数は増加傾向が続いており、令和4年度の給付件数は963件と平成28年度の683件から280件の増加となっています。更生医療の給付件数は、令和2年度に367件と減少したものの、近年、じん臓機能障がい者が増加傾向にあり令和4年度は478件となっています。育成医療は平成元年度以降減少傾向にあり、令和4年度の給付件数は11件となっています。

■ 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）給付件数

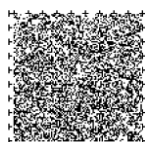


単位：件

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	伸び率 H28→R4
更生医療	341	390	378	424	367	446	478	40.18%
育成医療	48	50	60	35	15	13	11	-77.08%
精神通院医療	683	712	770	797	910	916	963	41.00%

資料：障がい福祉課（各年度末現在）

※ 自立支援医療：心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神障がい者等を対象とした「精神通院医療」、身体障がい者を対象とした「更生医療」、障がい児を対象とした「育成医療」がある。



■ 自立支援医療（更生医療・育成医療）給付額

単位：円

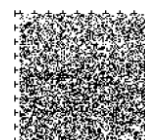
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
更生医療	23,438,020	34,496,437	39,857,272	45,102,480	33,100,820	35,863,256	36,173,511
育成医療	815,885	991,095	1,654,338	879,024	333,144	362,846	181,546

資料：障がい福祉課（各年度末現在）

■ 疾患別精神通院医療給付件数

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
合計	683	712	770	797	910	916	963
器質性精神障がい	21	24	27	23	47	38	43
薬物中毒	12	11	3	7	5	9	8
統合失調症	232	193	118	150	140	121	149
気分障がい（うつ）	227	201	115	171	179	139	188
神経性精神障がい	93	88	51	67	65	52	85
行動障がい	3	5	3	1	3	2	3
人格障がい	6	4	5	0	0	3	1
精神遅滞	8	4	3	10	7	10	10
発達障がい	26	23	15	22	28	22	28
情緒障がい	14	18	11	16	14	17	29
てんかん	37	35	16	24	29	26	32
その他	0	0	0	0	0	0	0
分類不明	4	106	403	306	393	477	387

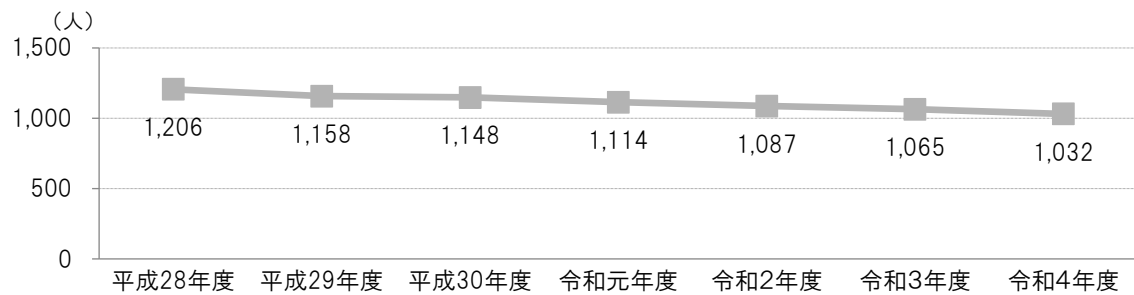
資料：障がい福祉課（各年度末現在）



(2) 重度心身障がい者医療費受給者

重度心身障がい者医療費受給者は減少傾向にあり、令和4年度の受給者数は1,032人となっています。

■ 重度心身障がい者医療費受給者数



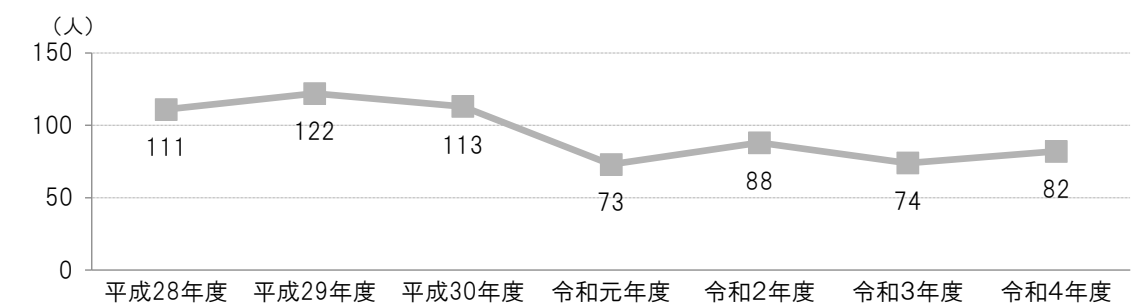
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
受給者数 (人)	1,206	1,158	1,148	1,114	1,087	1,065	1,032
給付額 (千円)	119,610	116,186	119,315	112,944	100,119	95,931	95,046
1人当たり 支給額 (円)	99,179	100,333	103,933	101,386	91,936	90,075	92,098

資料：保険年金課（各年度末現在）

(3) 補装具給付件数

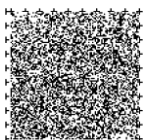
補装具の給付件数は、令和元年度以降100件を下回っており、令和4年度の給付件数は82件となっています。

■ 補装具給付件数



	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
給付件数 (件)	111	122	113	73	88	74	82
給付額 (円)	13,146,405	12,633,113	13,510,844	6,758,058	11,084,267	9,578,585	11,025,306

資料：障がい福祉課（各年度末現在）

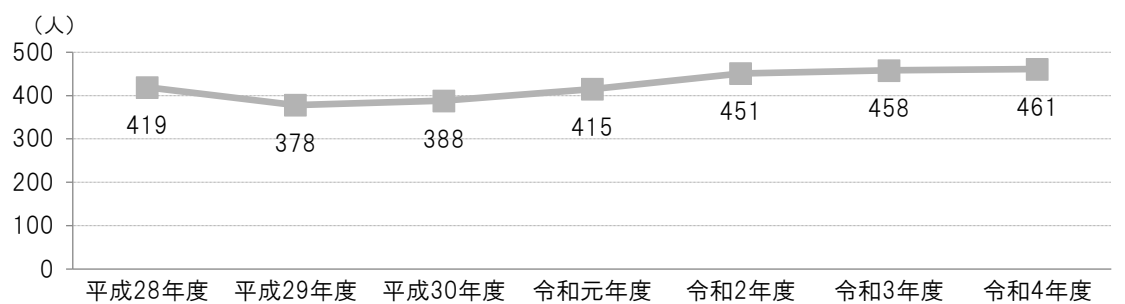


4. 難病患者等の状況

(1) 指定難病等医療給付受給者数

指定難病等医療給付受給者数は、平成 29 年度以降やや増加傾向にあり、令和 4 年度の受給者数は 461 人となっています。

■ 指定難病等医療給付受給者数



単位：人

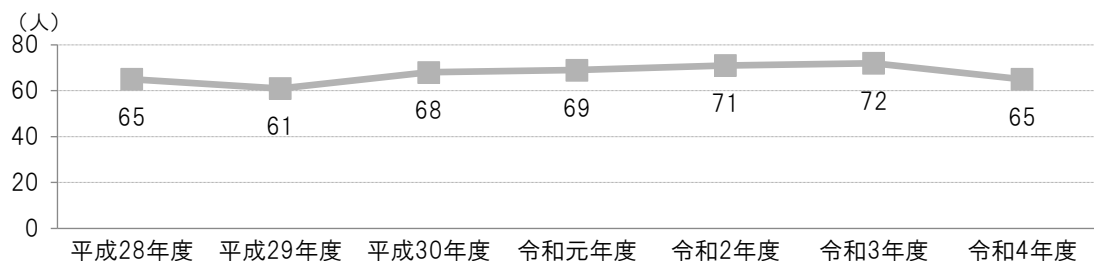
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定難病	409	446	453	456
特定疾患	0	0	0	0
県単独指定難病	1	0	0	0
先天性血液凝固因子欠乏症	5	5	5	5
合計	415	451	458	461

資料：狭山保健所（日高市の各年度末現在）

(2) 小児慢性特定疾病医療給付受給者数

小児慢性特定疾病医療給付受給者数は、近年 70 人前後で推移しています。

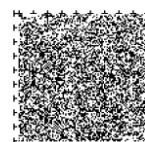
■ 小児慢性特定疾病医療給付受給者数



単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	69	71	72	65

資料：狭山保健所（日高市の各年度末現在）



2 障がい者（児）数の将来推計

1. 障がい手帳所持者数の将来推計

（1）障がい手帳所持者数の将来推計

障がい手帳所持者数について、平成 27 年度から令和 4 年度の値を基に、指数平滑法を利用して第 7 期中の障がい手帳所持者数を推計しました。

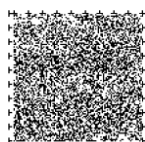
身体障がい者手帳所持者は、減少していくことが予測されます。療育手帳所持者と精神障がい者保健福祉手帳所持者は、どの年代でも増加していくことが予測されています。

■ 障がい手帳所持者数の将来推計

		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
身体障がい者 手帳所持者	合計	1,653	1,641	1,628
	18 歳未満	33	31	30
	18～64 歳	372	362	352
	65 歳以上	1,249	1,248	1,247
療育 手帳所持者	合計	470	480	490
	18 歳未満	121	124	127
	18～64 歳	325	332	338
	65 歳以上	24	24	25
精神障がい者保健 福祉手帳所持者	合計	605	636	666
	18 歳未満	7	7	8
	18～64 歳	530	557	585
	65 歳以上	68	71	74

※「合計」と年代ごとの推計は、それぞれ独立して推計を行い、小数点以下を四捨五入しています。そのため、各年代の値の和と「合計」の値は必ずしも一致しません。

指数平滑法：これまでの実績値（時系列データ）を基に将来の値を予測する、代表的な時系列分析手法です。指数平滑法は、推計を行う上で遠い過去の値（古いデータ）よりも、最近の値（新しいデータ）を重視することが特徴です。



3 障がい者実態調査の結果

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

日高市障がい者実態調査（令和4年度）は、本計画（第7期日高市障がい者計画・障がい福祉計画 第3期日高市障がい児福祉計画）策定のために必要となる基礎資料として、障がい者の生活実態・障がい者等に関する団体及び事業者の現状を調査することを目的に実施しました。

(2) 調査の対象

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及び障がい福祉サービス等の対象となっている者。また、障がい者等に関する団体及び事業者を対象にしています。

調査の種類	調査対象
①18歳未満 及び保護者	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及び障がい福祉サービス等の対象となっている18歳未満の方及びその保護者
②18歳以上 65歳未満	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及び障がい福祉サービス等の対象となっている18歳以上65歳未満の者
③65歳以上	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者及び障がい福祉サービス等の対象となっている65歳以上の者
④施設入所者	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者で施設に入所している者
⑤団体等	障がい者等に関する団体及び事業者



(3) 調査の方法

調査票を郵送し、対象となる者に回答、記入を依頼し、調査票を郵便で返送してもらう方法を採用しています。[郵送配布／郵送回収（自記式）]。

(4) 調査の期間

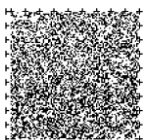
令和4年（2022年）11月10日（木）～11月28日（月）

(5) 回収結果

	配布数	回収数	回収率
①18歳未満及び保護者	155	63	40.6%
②18歳以上 65歳未満	852	364	42.7%
③65歳以上	1,137	654	57.5%
④施設入所者	22	12	54.5%
⑤団体等	22	15	68.1%
計	2,188	1,108	50.6%

(6) 調査結果に関する注意点

- ① グラフの百分率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、単数回答において、総数と各選択肢の合計は必ずしも一致しません。
- ② 回答者数（総数）を分母として百分率を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100%を超える場合があります。
- ③ 回答結果を見やすくするため、選択肢の一部を省略・編集している場合があります。
- ④ 回収数には白票（無効票）が含まれるため、回答者数（総数）と異なる場合があります。

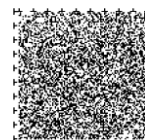
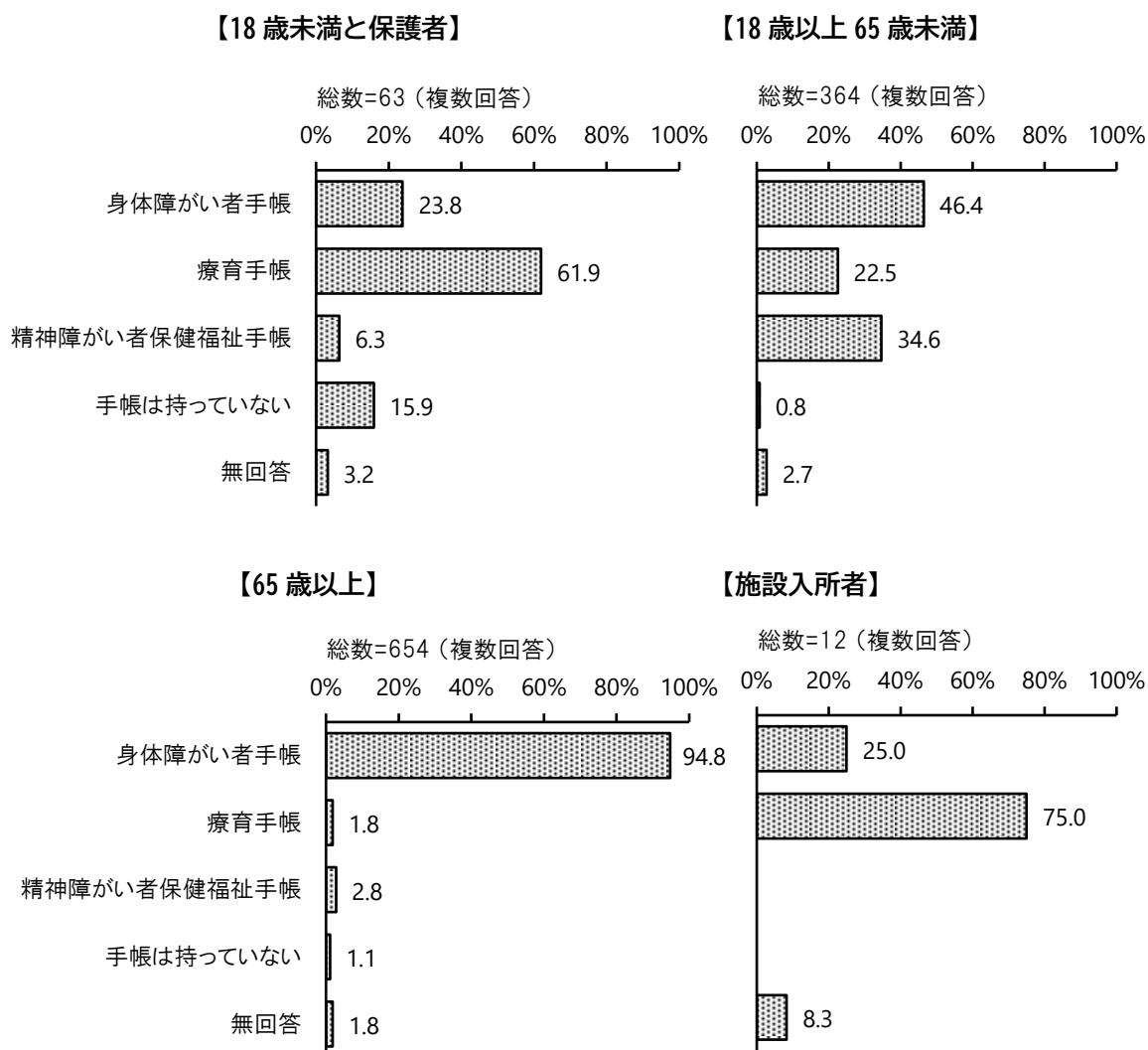


2. 調査結果の概要

(1) 手帳の所持状況

手帳の所持状況は、調査対象ごとに大きく傾向が異なっており、18 歳未満と保護者では「療育手帳」(61.9%) が最も多く、18 歳以上 65 歳未満では「身体障がい者手帳」が 46.4%と最も多くなっています。65 歳以上では「身体障がい者手帳」(94.8%) が、9 割を超えています。施設入所者では「療育手帳」(75.0%) が最も多くなっています。「精神障がい者保健福祉手帳」は、18 歳以上 65 歳未満で 34.6%と多くなっています。

■ 手帳の所持状況



(2) 生活で困っていること、不安に思っていること

現在、生活で困っていることや不安に思っていることは、18歳未満と保護者では「将来にわたる生活の場（住居）、または施設があるかどうか」が36.5%で最も多く、18歳以上65歳未満と65歳以上では「自分の健康や体力に自信がない」（18歳以上65歳未満42.9%、65歳以上39.3%）が最も多くなっています。

また、18歳未満と保護者、18歳以上65歳未満、65歳以上の全てで、「家族等介助者の高齢・健康状態が不安」（18歳未満と保護者27.0%、18歳以上65歳未満25.5%、65歳以上23.9%）が2割以上となっています。

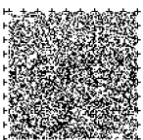
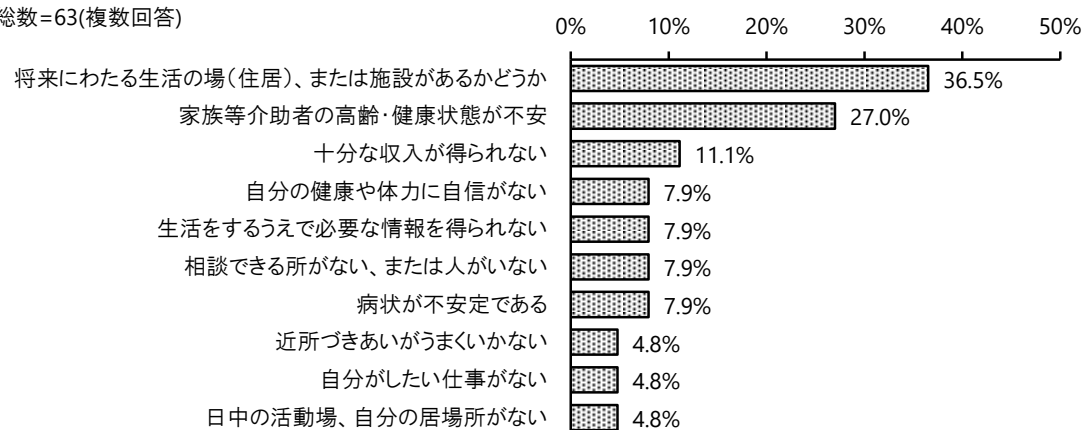
家族等の介助者が、介助ができなくなっても、安心して生活できるような支援体制や、将来にわたる生活の場（住居）を確保できるようにすることが求められています。

■ 生活で困っていること、不安に思っていること

【上位10項目】

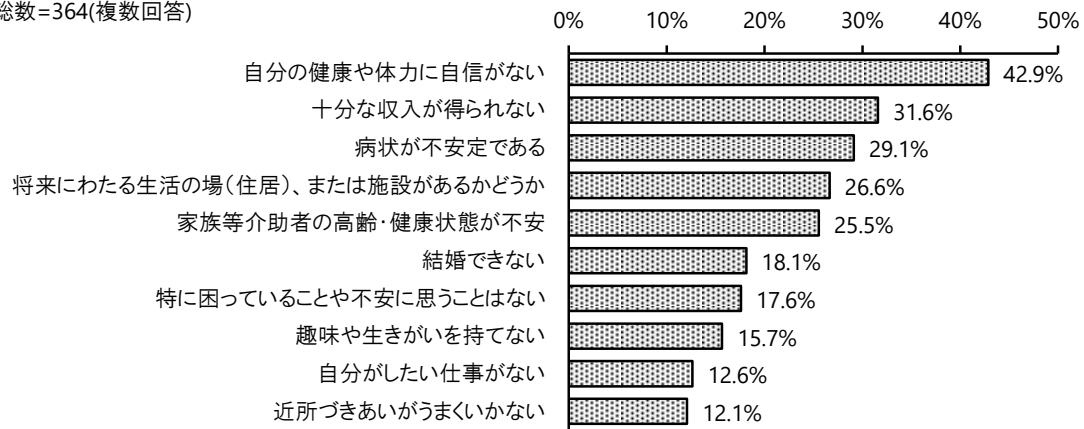
【18歳未満と保護者】

総数=63(複数回答)



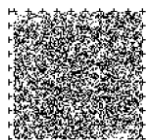
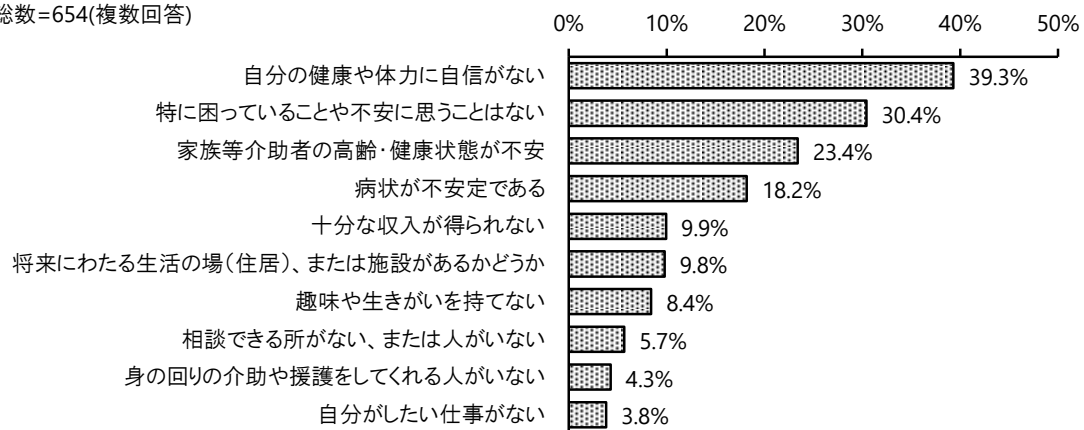
【18 歳以上 65 歳未満】

総数=364(複数回答)



【65 歳以上】

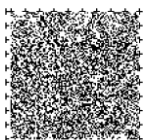
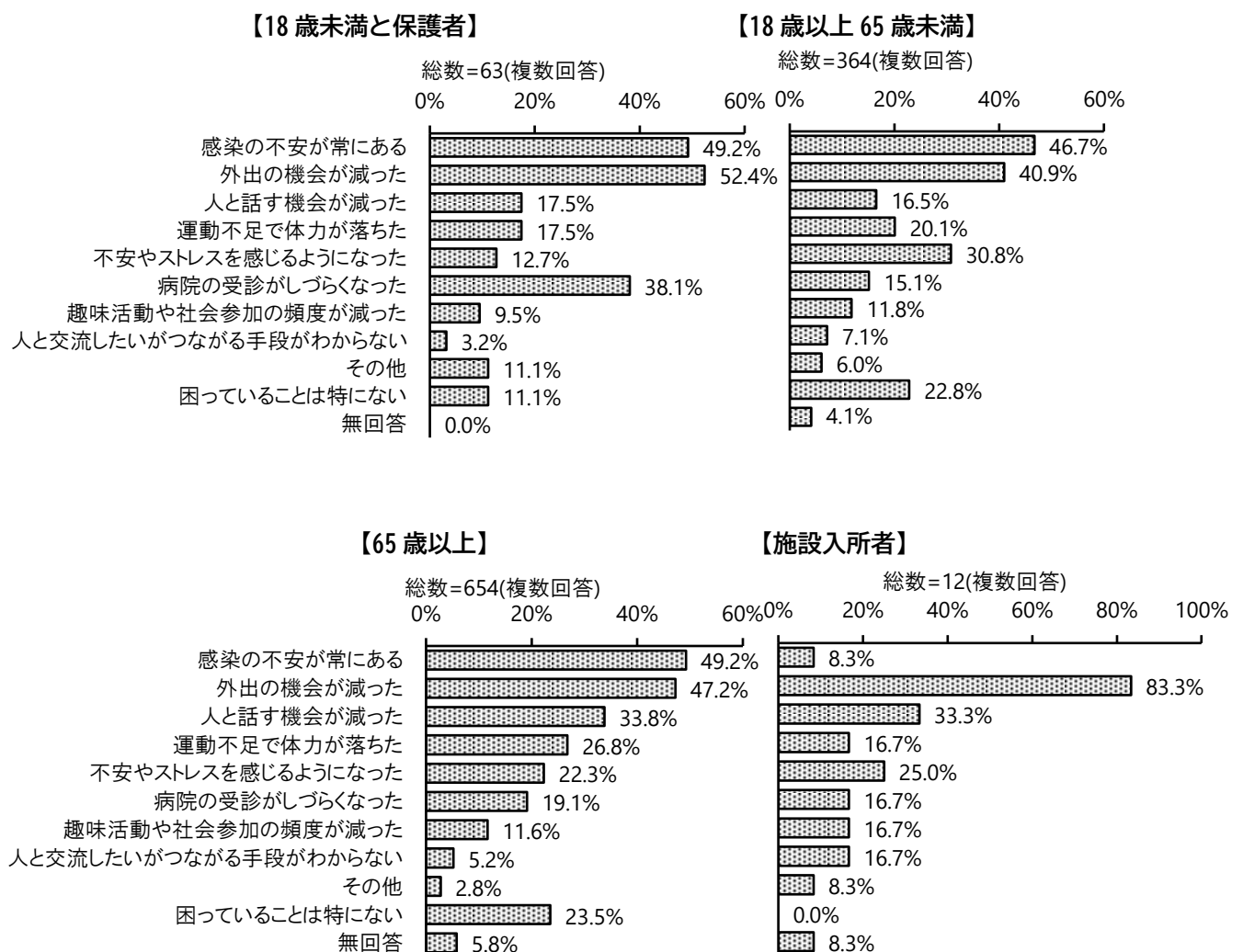
総数=654(複数回答)



(3) 新型コロナウイルス感染症の流行によって困っていること

新型コロナウイルス感染症の流行で困ったことは、どの調査でも「外出の機会が減った」(18歳未満と保護者 52.4%、18歳以上 65歳未満 40.9%、65歳以上 47.2%、施設入所者 83.3%) が多くなっています。18歳未満と保護者では「病院の受診がしづらくなった」(38.1%)、18歳以上 65歳未満では「不安やストレスを感じるようになった」(30.8%)、65歳以上では「人と話す機会が減った」(33.8%) が他の調査より多くなっています。

■ 新型コロナウイルス感染症の流行によって困っていること



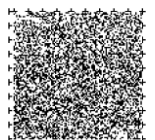
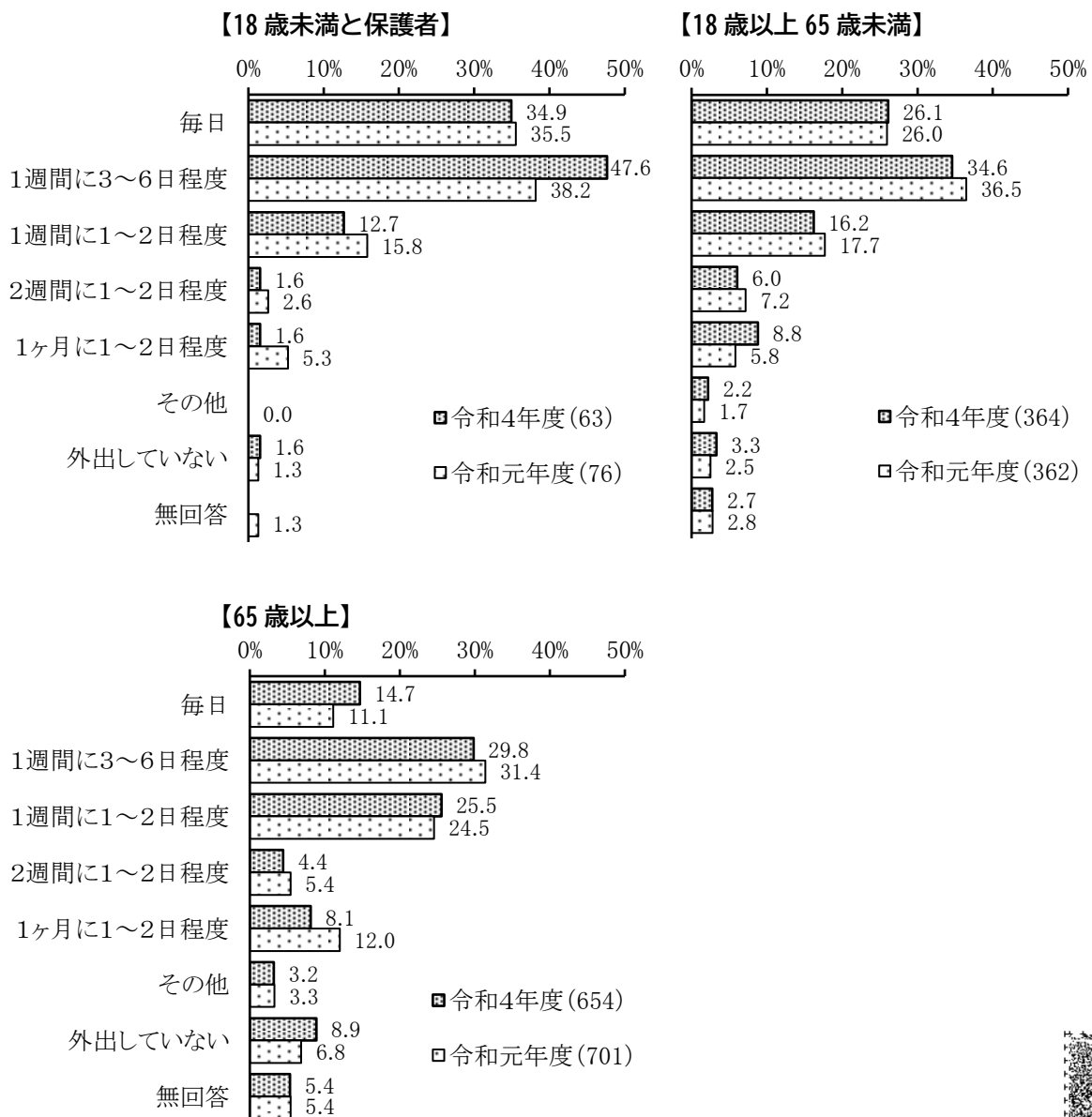
(4) 外出の頻度

去年1年間の外出頻度は、どの年齢でも「1週間に3～6日程度」(18歳未満と保護者 47.6%, 18歳以上65歳未満 34.6%, 65歳以上 29.8%) が最も多くなっています

新型コロナウイルス感染症の流行前の令和元年の調査と比較すると、18歳以上65歳未満では「1ヶ月に1～2日程度」(8.8%)、65歳以上では「外出していない」(8.9%) が2ポイント以上増加しています。

外出頻度の低下や閉じこもり傾向が出ている人に対して、外出の支援や活動の場の提供といった支援が求められています。

■ 外出の頻度



（５）障がいの有無にかかわらず、住みよいまちをつくるために必要なこと

障がいの有無にかかわらず、住みよいまちをつくるために必要なことは、18 歳未満と保護者では「障がいのある子どもに対する支援の充実」が 60.5%で最も多く、それ以外の調査対象では「安全に安心して生活できる住環境の整備」（18 歳以上 65 歳未満 51.9%，65 歳以上 62.8%，施設入所者 33.3%）が最も多くなっています。

上記以外で、複数の調査で３割を超えるものは、「障がいを理由とする差別の解消」（18 歳未満と保護者 38.2%，18 歳以上 65 歳未満 33.7%）、「障がい福祉サービスの質の向上」（18 歳未満と保護者 36.8%，施設入所者 33.3%）、「移動しやすい環境の整備」（18 歳以上 65 歳未満 35.6%，65 歳以上 49.2%）となっています。

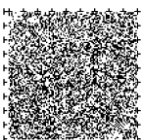
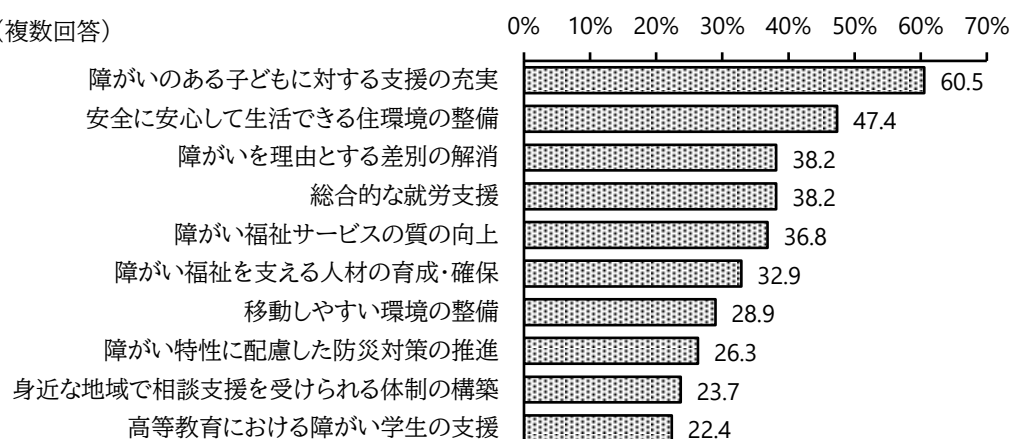
今後、誰もが安全に安心して生活できる住環境や移動しやすい環境の整備を進めるとともに、障がいを理由とする差別の解消への取組と合わせて、障がい福祉サービスの質の向上に取り組んでいく必要があります。

■ 障がいの有無にかかわらず、住みよいまちをつくるために必要なこと

【上位 10 項目】

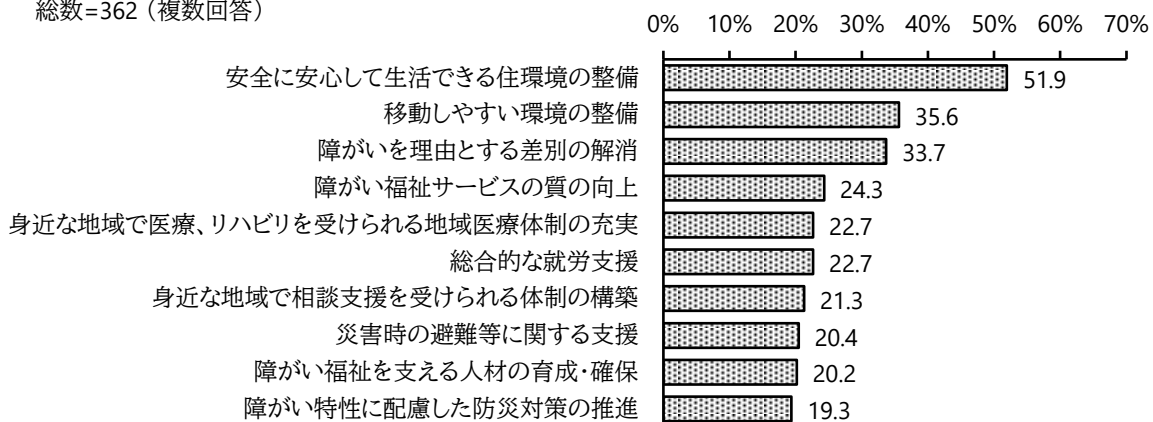
【18 歳未満と保護者】

総数=76（複数回答）



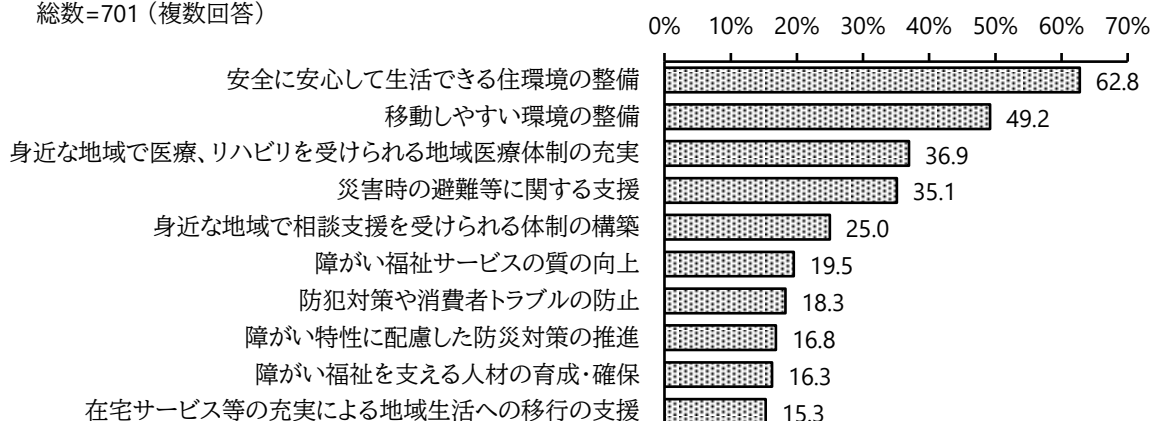
【18 歳以上 65 歳未満】

総数=362（複数回答）



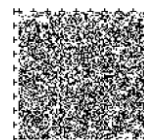
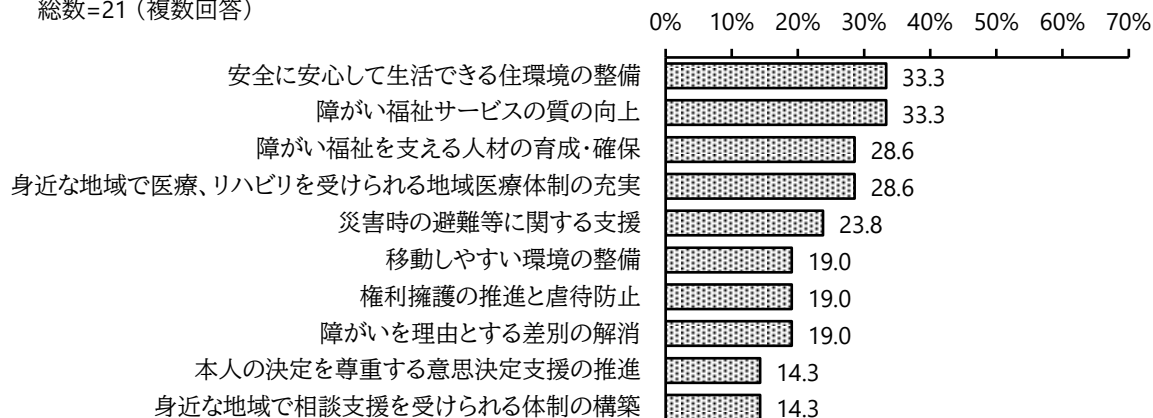
【65 歳以上】

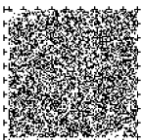
総数=701（複数回答）



【施設入所者】

総数=21（複数回答）



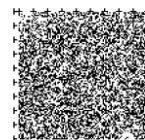


第3章 障がい者計画

～基本理念に基づく目標と施策について～

本市の障がい者の福祉について、その理念や基本目標、主な施策を明らかにする、基本的な計画です

- 1 施策の体系
- 2 基本理念
- 3 基本目標



1 施策の体系

基本理念

共に生き、しあわせを感じる社会を目指して

基本目標・基本施策

基本目標 1 障がいへの理解と差別の解消

- (1) 啓発活動の実施
- (2) 差別解消の推進
- (3) 権利擁護の推進

基本目標 2 安心して暮らすことができる生活環境の実現

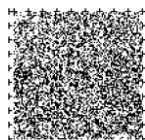
- (4) 生活する場の確保
- (5) バリアフリーの推進
- (6) 情報アクセシビリティの向上
- (7) 防災・防犯体制の充実

基本目標 3 障がい者（児）の生活を地域で支えるシステムの実現

- (8) 福祉サービスの充実
- (9) 障がい児への支援の充実
- (10) 保健・医療サービスの充実
- (11) 相談体制の充実と地域生活に向けた支援

基本目標 4 社会参加の促進と支援の充実

- (12) 就学への支援
- (13) 雇用・就業、経済的自立の支援
- (14) 社会活動・余暇活動参加の促進

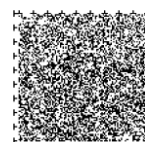


2 基本理念

「共に生き、しあわせを感じる社会を目指して」

障害者基本法（昭和 45 年 5 月 21 日法律第 84 号）においては、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域共生社会の実現を掲げています。

市では、障害者基本法に基づき、障がいのある人もない人も、お互いに、障がいの有無にかかわらず、地域で「共に」生き、しあわせを感じることのできる社会を目指し、第 3 期日高市障がい者計画（平成 24 年 3 月策定）から掲げている「共に生き、しあわせを感じる社会を目指して」を引き続き基本理念として、本計画を推進していきます。



3 基本目標

基本理念に基づき、次の四つの基本目標を設定し、取り組んでいきます。

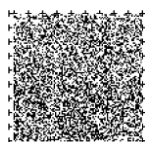
1 障がいへの理解と差別の解消

障がいは、心身の機能の障がいと社会的障壁（環境、制度、慣行などによる障がい者が日常生活を営む上での妨げの原因となるもの）の相互作用によって創り出されるものです。これらのうち、主に社会的障壁の解消を目指し、市では下記の三つの項目を重点に施策に取り組みます。

- （１）啓発活動の実施
- （２）差別解消の推進
- （３）権利擁護の推進

また、同時に、多様な人々とのコミュニケーションを図る力を育み、行動をすることが「心のバリアフリー」の目指す共生社会に求められることから、現在、「手話言語条例」の制定に向けた準備を進めており、手話言語をはじめ、様々な障がい等に対する理解を深められるよう啓発活動の取組を進めます。

さらに、発達障がい者及び高次脳機能障がい者や、難病患者等の当事者に対しても、引き続き必要な情報提供を行うことにより、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることの周知を図り、障がい福祉サービスの活用を促進していきます。



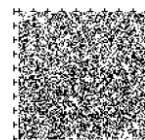
2 安心して暮らすことができる生活環境の実現

障がいのある人が、地域において安心して暮らしていける社会は「共生社会」を実現していく過程において非常に重要です。市では、障がいのある人が、地域において安心して暮らしていける社会の実現のため、下記の四つの項目を重点に施策に取り組みます。

- (4) 生活する場の確保
- (5) バリアフリーの推進
- (6) 情報アクセシビリティ※の向上
- (7) 防災・防犯体制の充実

また、誰もが役割を持って、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域でケアし、支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援を推進していきます。

※ 障がいの有無にかかわらず、必要とする情報に簡単にたどりつけ、利用できること。



3 障がい者（児）の生活を地域で支えるシステムの実現

障がい者（児）の生活を地域で支えていくためには、就学、就職、自立等、生活環境が変化する節目や、高齢化・重度化など、様々な状況の変化に対応できる社会資源が構築される必要があります。これらを構築するためには、中長期的視点に立ち、障がい者（児）の生活を地域全体で支えるシステムや体制を整備する必要があります。

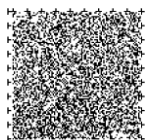
そのため、市ではこれらの実現に向け、下記の四つの項目を重点に施策に取り組めます。

- (8) 福祉サービスの充実
- (9) 障がい児に対する支援の充実
- (10) 保健・医療サービスの充実
- (11) 相談体制の充実と地域生活に向けた支援

全ての福祉サービスにおいて、障がい者（児）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮し、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施と充実を図り、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためにも、障がい福祉人材の確保・定着にも取り組んでいきます。

また、障がい児においては、健やかな育成のため、障がいの疑いがある段階から継続的に相談及び支援を行い、障がいの有無にかかわらず全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。あわせて、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるように、包括的な支援体制の整備に努めます。

さらに、精神障がい者（児）が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしが送れるよう、地域を所管する保健所等と連携し、精神障がい等にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。



4 社会参加の促進と支援の充実

障がい者（児）の社会参加の促進のためには、障がい者（児）が社会へ関心を持ち、積極的な地域社会への参加が図られるよう、多様なニーズを踏まえた支援体制の構築が必要となります。具体的には、就学時における教育の充実、雇用の確保や経済的自立の推進、文化芸術活動及びスポーツ活動等の支援を推進していく必要があることから、市では、下記の三つの項目を重点に施策に取り組みます。

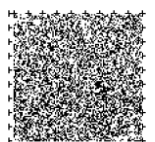
（12）就学への支援

（13）雇用・就業、経済的自立の支援

（14）社会活動・余暇活動参加の促進

特に「障がい者の雇用の確保」や「障がい者による経済的自立の推進」を重視し、就労を通じた社会とのつながりを持ち、障がい者本人の生活や人生が豊かになるよう、障がい者就労支援センターの機能強化に努め、就労支援専門員の配置の充実を図るとともに就労移行支援事業等による支援の促進を図ります。

また、社会参加及び余暇活動への取組については、「文化芸術活動の推進に関する法律」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、障がい者（児）が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保や読書等を通じた、障がい者（児）の学習支援や興味関心の幅を広げる活動の確保、個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。



基本目標 1 障がいへの理解と差別の解消

(1) 啓発活動の実施

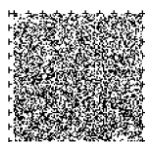
障がいには様々な種類があり、同じ障がいでもその人ごとに症状や程度が違ってきます。また、見た目からは障がいがあることに気付きにくい障がいがある人もいます。

障がいへの理解や関心を深めていくとともに地域で暮らす人々が思いやりのある行動ができるよう、継続的に広報や啓発活動を推進していくことが重要です。また、交流機会の確保や創出も大切です。

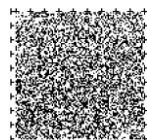
【主な施策】

(1)-1 広報誌やホームページ等での啓発・広報活動		担当課
内容	市ホームページや「広報ひだか」、社協だより「ひだまり」等に障がいに関する啓発記事等を掲載します。	障がい福祉課 社会福祉協議会
(1)-2 障がい者週間・発達障がい者啓発週間における啓発・広報活動		担当課
内容	毎年 12 月 3～9 日の「障がい者週間」や 4 月 2～8 日の「発達障がい者啓発週間」に合わせて、県や障がい者団体等と連携を図りながら、啓発の取組を推進します。	障がい福祉課 社会福祉協議会
(1)-3 障がい者による啓発の支援		担当課
内容	学校における福祉教育プログラムへ、学習支援者として参加協力を支援する等、障がい者が自ら企画、参加し、啓発を推進する、障がい者自身がファシリテーター※となって進める障がい平等研修 (DET) 等のプログラムの実施を支援します。	学校教育課 社会福祉協議会

※ファシリテーター：会議や研修などで参加者の発言を平等に引き出し、会議などをゴールに導く中立的立場の進行役のこと



(1)-4 精神保健に関する知識の普及啓発		担当課
内容	精神障がいに対する誤解や偏見を是正し、社会参加に対する市民の関心と理解を深めるため、講演会や広報紙等で正しい知識の普及を図ります。市民がこころの健康づくりに関心を持ち、精神疾患の初期症状や前兆に対処できるよう、精神的な健康の保持増進ができるよう知識の普及啓発を進めます。	保健相談センター
(1)-5 地域における交流機会の拡大		担当課
内容	「市民まつり」や「あいあいまつり」、「福祉スポーツ大会」等の機会を活用し、障がい者（児）と地域住民の交流の機会の拡充を図ります。	障がい福祉課 社会福祉協議会
(1)-6 地域と施設の交流活動事業の促進		担当課
内容	障がい者（児）に対する地域の理解を図るため、障がい者福祉施設利用者と地域住民との日常的な交流機会を増やす取組を促進していきます。	障がい福祉課
(1)-7 ボランティア活動の推進		担当課
内容	地域住民のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するため、ボランティアセンターの強化を図り、傾聴ボランティア等の障がい者（児）の生活支援に関わるボランティアの育成支援を進めます。また、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。	総務課 社会福祉協議会
(1)-8 手話言語条例の制定		担当課
内容	手話は言語であるとの認識に基づき、共生社会の実現を目指して手話言語条例を制定し、手話の普及と手話を使用しやすい環境の整備を推進します。	障がい福祉課

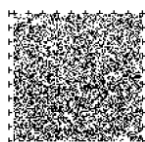


(2) 差別解消の推進

障がい者（児）に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別（障がいのない人には付けない条件を付けることなど）することは禁止されています。また、社会の中にあるバリアを取り除くために、負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。事業者や市民の幅広い理解の下、障害者差別解消法の一層の浸透に向けた広報や啓発活動を推進していくことが重要です。

【主な施策】

(2)-1 市民への周知		担当課
内容	障害者差別解消法の意義や趣旨、求められる取組等について幅広い市民の理解を深めるため、障がい者団体等と連携して、普及啓発を図ります。	障がい福祉課
(2)-2 事業所等への周知		担当課
内容	障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するなど、事業者が適切に対応できるよう普及啓発に努めます。	障がい福祉課
(2)-3 差別解消のための相談体制の整備		担当課
内容	障がい者（児）に対する差別を防止し、その被害からの救済を図るため、障害者地域総合支援協議会に差別解消に関する事例を提供し、対策について検討を行います。	障がい福祉課

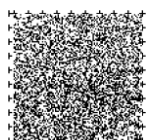


(3) 権利擁護の推進

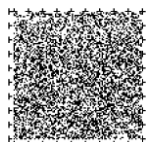
虐待は人の尊厳を傷つけるものです。障がい者（児）への虐待を防ぐためにも、市と地域、専門機関等が連携し、迅速な対応ができる体制を構築する必要があります。また、成年後見制度をはじめ、権利擁護の仕組みを充実させ、障がい者（児）が地域の一員として自分らしく暮らせるよう支援体制を整備していくことが重要です。

【主な施策】

(3)-1 障がい者虐待防止の強化		担当課
内容	障がい福祉課内に日高市障がい者虐待防止センターを設置し、関係機関とのネットワークを強化し、虐待事例の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組みます。また、一時保護に必要な居室を確保し、虐待を受けた人の保護及び自立支援を図ります。	障がい福祉課
(3)-2 権利擁護事業の活用促進		担当課
内容	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、経済的な理由などで成年後見制度を利用できない人を対象とした「日高市成年後見制度利用支援事業」の普及と利用支援に取り組みます。また、申立てを行う親族がいない等の理由により成年後見制度を利用することができない人を対象に、日高市成年後見制度の市長申立てを行います。	長寿いきがい課 障がい福祉課



(3)-3 法人後見や市民後見人の養成		担当課
内容	日高市社会福祉協議会による法人後見の実施に関する検討を進めるとともに、市民後見人の養成について、日高市社会福祉協議会と連携し研究を進めます。	長寿いきがい課 障がい福祉課 社会福祉協議会
(3)-4 障がい者の希望に応じた地域生活の実現に向けた検討		担当課
内容	障がい者（児）が地域の中で、不自由なく生活できるように、障害者権利条約の総括所見に基づいて、地域社会への包容（インクルージョン）の実現に向け取り組み、協議会において検討を重ねていきます。	障がい福祉課



「成年後見制度利用促進基本計画」について

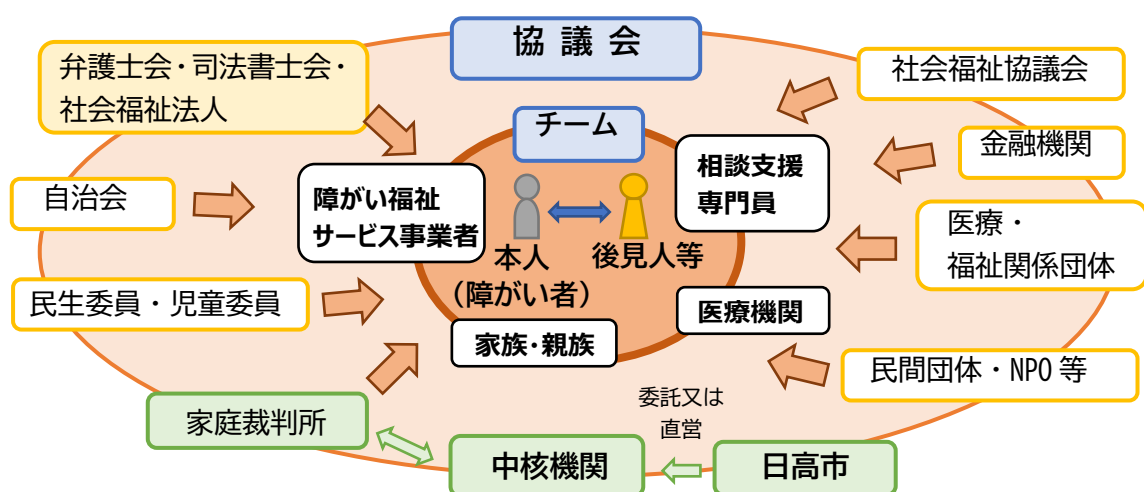
本市では、成年後見制度利用促進基本計画を関係する福祉関連計画と一体的に策定するものとし、各計画の成年後見制度に関する該当部分が成年後見制度利用促進基本計画を兼ねるものとしています。

地域連携ネットワークの構築及び中核機関の設置検討

知的障がいやその他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うことが地域共生社会の実現のためには必要不可欠であり、成年後見制度はこのような人を支える重要な手段です。必要な人が、成年後見制度を本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めます。

また、地域連携ネットワークの中核としてコーディネートを行う中核機関の設置について、検討を進めます。

■ 権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ（障がい者）



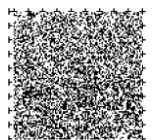
※チーム：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

《地域連携ネットワークの役割》

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

《地域連携ネットワークの機能》

- ・ 広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果



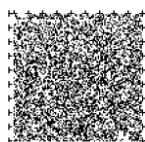
基本目標 2 安心して暮らすことができる生活環境の実現

(4) 生活する場の確保

障がい者が自ら選択した地域で生活することができるよう、住宅のバリアフリー化への支援やグループホームの整備の促進、民間賃貸住宅等へ円滑に入居を促進するなど、障がい者が地域で生活する場を確保することが重要です。

【主な施策】

(4)-1 住宅のバリアフリー改修等の促進		担当課
内容	住宅のバリアフリー化を広く普及するとともに、重度身体障がい者の日常生活の利便性の向上を図るため、重度身体障がい者居宅改善整備費の補助制度等の周知に努めます。	障がい福祉課
(4)-2 グループホームの整備の促進		担当課
内容	地域での整備状況を踏まえながら、事業者によるグループホームの整備を促進します。	障がい福祉課

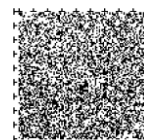


(5) バリアフリーの推進

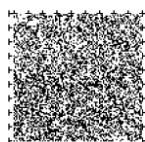
障がいのある人もない人も、誰もが様々な交流やふれあいの中で生きがいを持って生活することができる地域社会の実現には、自分の意思で自由に移動でき、社会活動に参加することができる福祉のまちづくりを進める必要があります。障がい者（児）が地域で安全で快適に移動や施設利用を行えるよう、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進することが重要です。

【主な施策】

(5)-1 道路環境の整備		担当課
内容	障がい者（児）をはじめ、高齢者、子ども等、誰にでも安心して安全に利用しやすい歩行空間を確保するため、道路環境の改善を状況に応じ行います。	建設課
(5)-2 公共建築物におけるバリアフリーの推進		担当課
内容	公共施設長寿命化計画や公共施設再編計画に基づき、公共建築物の大規模修繕や長寿命化改修時に合わせて、バリアフリー化を進めていきます。	財政課
(5)-3 障がい者用駐車場の環境整備		担当課
内容	公共施設に障がいのある人が優先して駐車できる場所を整備するとともに、埼玉県が実施する「埼玉県思いやり駐車場制度」の推進を進めていきます。	障がい福祉課



(5)-4 誰もが使いやすい公共交通機関の整備		担当課
内容	高麗川駅東口周辺の整備に合わせ、高麗川駅駅舎の橋上化・自由通路の整備・東口の開設とバリアフリー化を推進します。 市内バス路線を確保するため、バス事業者と連絡調整を図ります。また、公共交通が不足している地域や移動困難者のための交通手段として、デマンド交通を検討します。	市街地整備課 危機管理課
(5)-5 公園施設の整備		担当課
内容	障がい者（児）や高齢者が安心して利用しやすい公園を確保するため、都市公園の新設や改修等におけるバリアフリー化を推進します。	市街地整備課
(5)-6 地域福祉推進組織の整備		担当課
内容	地域支え合い体制として、地域住民が主体的に地域課題を把握し、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める「地域福祉推進組織」の設置を進めます。	生活福祉課 社会福祉協議会



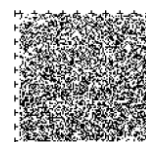
(6) 情報アクセシビリティの向上

障がい者（児）が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、手話通訳者など意思疎通の支援を担う人材の育成を行うなど、障がいの特性等を踏まえた多様な情報提供を行うことが必要です。特に行政情報の提供等に当たっては、音声版の作成や誰もが分かりやすい表現に努めるなど、情報アクセシビリティの向上を推進することが重要です。

【主な施策】

(6)-1 手話奉仕員の養成及び手話通訳者の派遣		担当課
内容	手話は言語であるという認識の下、手話奉仕員養成講習会を開催し、手話奉仕員を養成するとともに、制度の周知及び利用促進を図ります。また、市が主催する講演会等において、聴覚障がい者（児）が出席する場合は手話通訳者の配置に努めます。	障がい福祉課 社会福祉協議会
(6)-2 広報誌や市ホームページのバリアフリー化の推進		担当課
内容	日高もくせいの会等と連携して、広報ひだか、議会だより、社協だより「ひだまり」を吹き込む、声の広報の作成とその活用を支援するとともに、ウェブアクセシビリティ※に対応した市のホームページを運営することにより、行政情報のバリアフリーの推進を図ります。	障がい福祉課 社会福祉協議会
(6)-3 障がい者（児）に配慮した情報提供		担当課
内容	市の作成する各種計画書やお知らせについて、誰もが分かりやすい表現に努めるとともに、状況に合わせて、日高点字の会等と連携した情報の点字版の提供や、音声コードの添付、漢字のルビふり、ユニバーサルデザインフォントの使用やカラーユニバーサルデザインに配慮する等、障がい者（児）に配慮した情報提供に努めます。	市政情報課 障がい福祉課

※ ウェブアクセシビリティ：心身の機能に関する制約や利用環境等に関係なく、すべての人がウェブで提供される情報を利用できるようにすること

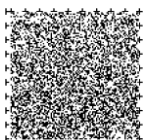


(7) 防災・防犯体制の充実

障がい者（児）が地域社会で、安全に安心して生活が送れるよう、災害に強い地域づくりが求められています。いざ災害が発生した時には、障がい者（児）に対する適切な情報伝達や避難支援が行えるよう、平時より地域や警察や消防などの防災関係機関との連携体制を構築していくことが重要です。

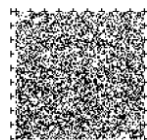
【主な施策】

(7)-1 避難行動要支援者支援制度の推進		担当課
内容	避難行動要支援者名簿を整備し、災害時に地域全体で被害を最小限に抑えるための体制整備を進めます。また、自分の連絡先やどんな支援が必要なのかを平常時からカードに書き込んで携帯する、ヘルプカードを作成します。	危機管理課 障がい福祉課 長寿いきがい課
(7)-2 災害発生時の避難誘導體制の整備		担当課
内容	市が主催する安否確認訓練の実施に際し、避難行動要支援者名簿を活用するなど、市民の大規模災害時の安否確認体制の確立を図ります。また、災害時に開設する避難所（福祉避難所を含む）の運営マニュアルなどを作成し、災害の発生に備える体制を築きます。	危機管理課 障がい福祉課 社会福祉協議会
(7)-3 地域の防災活動への支援		担当課
内容	自主防災組織の中心的な役割を担うリーダーの養成講座の実施、自主防災組織の活動に係る補助金の交付等により自主防災組織の活動支援を行うことにより、災害に強い地域づくりを推進します。	危機管理課



(7)-4 福祉避難所の設置及び充実		担当課
内容	高齢者や障がい者（児）等で一般の避難所では生活することが困難な要配慮者※が、災害時に避難をする福祉避難所を設置するための指定をするとともに、市と指定施設による課題解決に向けた福祉避難所開設訓練を実施します。	危機管理課
(7)-5 緊急通報システム利用の支援		担当課
内容	重度心身障がい者のみの世帯の、緊急通報システム利用について支援を行い、日常生活の安全確保を図ります。	障がい福祉課
(7)-6 救急医療情報キットの普及		担当課
内容	救急医療情報キット（氏名、緊急連絡先、かかりつけ医、病名など、居住者の個人情報に記載したもの）の普及を進めます。	長寿いきがい課

※ 要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者



基本目標 3 障がい者（児）の生活を地域で支える システムの実現

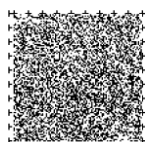
（８） 障がい福祉サービス ※ の充実

障がい者（児）が、地域で日常生活や社会生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスの量的・質的な充実が求められています。あわせて、より質の高いサービスを提供するために、県や関係機関、地域の障がい福祉サービス事業所等と連携し、必要な人材を育成していくことも重要です。

【主な施策】

（８）-1 障がい福祉サービスの質の向上等		担当課
内容	障がい福祉サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決の推進、事業者に対する第三者評価の適切な実施及び評価結果の公表の促進等に努めます。	障がい福祉課
（８）-2 障がい福祉を支える人材の育成・確保・定着		担当課
内容	県や民間事業者や関係機関等と連携し、個々の障がい者（児）のニーズ及び障がいの特性に応じた対応や、障がいの重度化・重複化や多様化に対する理解を深め、より専門的技術や知識を得られるよう、サービス従事者等に対する研修等の支援を行います。また、障がい福祉分野に関わる人材確保・職場定着を図るための取組について検討します。	障がい福祉課

※ 個々の障がい福祉サービス等については、「第４章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画」 参照



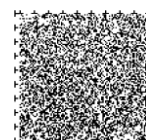
(9) 障がい児への支援 ※ の充実

障がい児が身近な地域で安心して生活を送るためには、身近な場所で発達段階に応じた切れ目のない支援を受けることのできる体制が必要です。また、発達障がいについては、家族が適切な子育てを行えるよう、支援体制を充実させていくことが重要です。

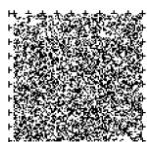
【主な施策】

(9)-1 乳幼児期から一貫した相談体制の構築		担当課
内容	障がい者相談支援センター、子育て総合支援センター及び保健相談センターが連携し、それぞれが行う相談支援事業を通じ、障がいの早期発見に努めます。	保健相談センター 子育て応援課 学校教育課 障がい福祉課
(9)-2 心身障がい児保育の充実		担当課
内容	保育士の確保や資質の向上など、保育所における障がい児受入れ体制の整備を推進するとともに、障がい児の受入れを積極的に進めます。また、障がいのない児童とのふれあいの中で統合保育を行い、障がいのある児童と障がいのない児童の相互の理解や思いやりの心を育てるとともに、心身障がい児の健やかな成長・発達の促進に努めます。	子育て応援課
(9)-3 成長を共に見守る場の充実		担当課
内容	心身の発達がやや緩やかな就学前の児童に対し、保護者とともに通室し、遊びや小集団での活動の場を確保し、個々の発達に応じた指導などを充実し、児童の心身の発達に対する支援と福祉の増進に努めます。	子育て応援課 保健相談センター

※ 個々の障がい児通所支援等については、「第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画」参照



(9)-4 発達障がい児の家族支援の充実		担当課
内容	ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム等の家族支援や、同じ悩みを持つ本人同士やその家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。	障がい福祉課 保健相談センター 子育て応援課



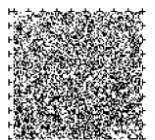
(10) 保健・医療サービスの充実

障がい者（児）が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションの支援を受けて、地域の一員として安心した暮らしを実現するために、飯能地区医師会等と連携して地域医療体制等の充実を図ることが求められています。

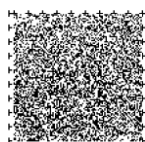
また、疾病等の早期発見、治療及び早期療養を図るためにも、健康診査や健康診断、保健指導等を充実していくことも重要です。

【主な施策】

(10)-1 健康診査・健康教育・健康相談の充実		担当課
内容	健康診査や骨粗しょう症検診、各種がん検診などを行い、疾病の早期発見・早期治療による障がいの発生予防及び軽減を図ります。健康相談や生活習慣予防相談を行うとともに、栄養や運動などをテーマにした健康教育の充実や市民が楽しみながら取り組む健康づくりの支援を図ります。	保健相談センター
(10)-2 乳幼児健康診査の充実		担当課
内容	4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・10か月児保育相談の内容を充実し、身体発育や精神運動発達の遅れのある乳幼児を早期発見し、適切な治療・療育を受けることができるように努めます。また、乳幼児健康診査の機会を捉え、医師・理学療法士・言語聴覚士による診察・相談・指導等を行い、発育・発達の促進及び障がいの軽減を図ります。	保健相談センター
(10)-3 医療機関等との連携		担当課
内容	障がいの軽減、あるいは障がいに起因する二次的障がい予防するため、保健・医療・福祉の各分野が連携し、相談、治療の一貫した体制の整備に努めます。	保健相談センター



(10)-4 重度心身障がい者医療費助成制度の安定的・継続的な実施		担当課
内容	受給対象者が増加している助成金を支給し、重度心身障がいの者の健康管理、福祉の増進を図ります。	保険年金課
(10)-5 自殺対策の推進		担当課
内容	自殺対策に関する計画を策定し、計画に基づき、関係機関とのネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、相談支援体制の整備、自殺に関わる知識の普及啓発等を行います。	保健相談センター
(10)-6 依存症対策の推進		担当課
内容	アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策について、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知や整備を行います。地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行います。	生活福祉課 保健相談センター

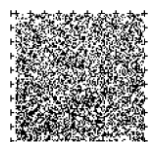


(11) 相談支援体制の充実と地域生活に向けた支援

障がい者（児）が必要なときに適切な支援を受け、地域で安心して暮らすことができるよう、総合的な支援体制を整備することが求められています。障がい福祉に限らず、福祉に関する幅広い課題に対応できるよう、相談支援体制の充実を図り、高齢や生活困窮などの各分野の相談支援機関との連携協力や情報共有を進め、包括的な相談支援と課題解決力の向上、更には長期的視点から見た「伴走型支援」の充実を進めることが重要です。

【主な施策】

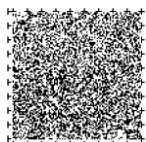
(11)-1 社会復帰対策の促進		担当課
内容	回復途上にある精神障がい者を対象に、ソーシャルクラブ（社会復帰支援事業）を定期的開催し、社会復帰のための訓練を行い、社会的自立の促進を図ります。在宅の精神障がい者をはじめ、障がい者の生活支援・相談などを行う NPO 等と連携し、社会復帰の促進に努めます。	保健相談センター
(11)-2 相談支援体制の充実		担当課
内容	市内に3か所の「日高市障がい者相談支援センター」を設置するとともに、障がい福祉課に社会福祉士や精神保健福祉士を配置して一時的な専門相談に対応します。また、地域における相談支援の中核的な役割を担うことを目的に、障がい者基幹相談支援センターの設置に努めます。	障がい福祉課
(11)-3 精神保健医療に関する相談支援体制の整備		担当課
内容	精神科医師による、本人や家族、関係者に対する精神保健相談日を開設し、早期相談・支援体制の強化を図ります。精神保健福祉士や保健師が面接・訪問・電話による相談・支援を随時行うとともに、保健所や医療機関、地域関係者等との連携を図ります。	保健相談センター



(11)-4 家族支援体制の充実		担当課
内容	家族（ケアラー）などの支援者の孤立を防ぎ、精神的・身体的負担を軽減するため、ショートステイ及びデイサービスによるレスパイトケア※ ¹ の充実を図ります。	障がい福祉課
(11)-5 孤立防止と活躍の拡充		担当課
内容	障がいの種別ごとに当事者やその家族等によるピアカウンセリング※ ² 、ピアサポート等も含めた身近な相談体制を充実するとともに、社会福祉法人や企業と連携し、地域での活躍の場の拡大について検討を進めます。	障がい福祉課 社会福祉協議会

※¹ レスパイトケア：在宅の障がい者（児）を介助する家族の一時的な休息のための援助

※² ピアカウンセリング：カウンセリング技術を身につけた障がい者が、自らの体験に基づいて、他の障がい者の相談支援にあたり、問題解決のための助言を行うこと。



基本目標 4 社会参加の促進と支援の充実

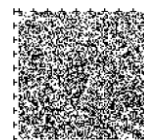
(12) 就学への支援

障がいに応じた教育を受けられるよう、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導も含め、全ての学校における特別支援教育の充実が求められています。また、障がいのある子どもとない子どもが共に学び合う機会の創出のため、支援籍※学習等も重要です。

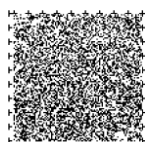
【主な施策】

(12)-1 個別支援を必要とする児童・生徒への教育内容の充実		担当課
内容	特別支援学級在籍児童・生徒のための個別の支援計画を作成するとともに、通常学級在籍で個別支援を必要とする児童・生徒に対しても作成し、継続した個別支援を進めます。	学校教育課
(12)-2 特別支援学級の整備充実		担当課
内容	障がいに応じた教育、一人一人の教育的ニーズに応じた教育が推進されるよう、学校職員の研修を充実し、また、教材や学校の教育環境の整備・充実を図ります。	学校教育課
(12)-3 通常の学級在籍児童・生徒への支援の充実		担当課
内容	通常学級に在籍する障がいのある児童・生徒を支援するため、通級による指導の充実、特別支援学級支援員の配置、学校施設・設備の充実などに努めます。	学校教育課
(12)-4 指導教員の専門性の充実		担当課
内容	障がいのある児童・生徒に対する適切な指導と必要な支援を行うため、学校職員の研修機会の充実を図ります。	学校教育課

※ 支援籍：障がいのある児童生徒が在籍する学校又は学級以外に必要な学習活動を行うために置く埼玉県独自の学籍



(12)-5 放課後児童健全育成の充実		担当課
内容	学童保育室における障がい児については、保護者の理解と協力を求めながら、柔軟な受入れに努めます。また、障がい児の心身の健全育成が図れるよう、受入れ児童数に応じた放課後児童支援員（または補助員）の適正配置に努めます。	子育て応援課
(12)-6 特別支援学校との交流		担当課
内容	通常学級支援籍を推進し、特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住している地域の学校と交流を深めることができるように支援します。	学校教育課
(12)-7 心身障がい児通学奨励費補助の充実		担当課
内容	特別支援学校に通学している 18 歳未満の子どものいる世帯の経済的負担軽減を図るため、心身障がい児通学奨励費補助制度の周知を図り、適切な給付が確保されるよう努めます。	障がい福祉課
(12)-8 学習情報の提供		担当課
内容	障がい者の学習活動を支援するため、情報提供の方法を検討し、学習内容、施設、資料、講師情報、団体・サークル、資格取得などの情報を、必要に応じていつでも学習者に提供できるよう努めます。	生涯学習課
(12)-9 学習支援体制の整備・充実		担当課
内容	生涯学習まちづくり出前講座を推進し、市民が生涯学習活動で得た知識や技能を講師として登録し、地域社会へ還元します。また、障がいのある人でも講座や講演会に参加できるよう、手話通訳の配置やバリアフリー対応の施設の活用を進めます。	生涯学習課



(13) 雇用・就業、経済的自立の支援

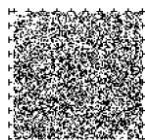
働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮するためには、多様な就業の機会の確保と就業支援の担い手の育成が必要です。事業所に対して、障がい者雇用に関するノウハウや各種助成金制度に関する情報提供等に努めるとともに、障がい者雇用への理解と協力を図っていくことが重要です。

【主な施策】

(13)-1 事業主、社会一般の理解と協力の促進		担当課
内容	公共職業安定所や関係機関と連携を図り、事業所に対し障がい者雇用率制度、障がい者雇用に関する各種助成制度等の普及を推進するとともに、障がい者雇用の理解と協力を促進します。	産業振興課
(13)-2 適職の開発促進		担当課
内容	公共職業安定所や関係機関等と連携を図り、障がい者を雇用する際の職場環境整備の助成制度の普及に努め、障がい者がその適性と能力に応じて働ける職場環境づくりを推進します。	産業振興課
(13)-3 市職員の採用		担当課
内容	引き続き、障がい者雇用率制度の基準を達成できるよう、計画的な採用を推進します。	総務課
(13)-4 授産製品の販路拡大		担当課
内容	就労継続支援事業所等で生産された製品の紹介、PR への協力など活動を支援するとともに、製品の販売拠点の運営等を支援します。	障がい福祉課



(13)-5 行政機関による調達等の推進		担当課
内容	障害者優先調達推進法に基づき、障がい者施設等への発注機会拡大に取り組めます。	障がい福祉課 全課
(13)-6 障がい者就労支援センターの活用促進		担当課
内容	障がい者就労支援センターと就労支援サービス事業所等の連携を強化するとともに、利用者を増やすことで、障がい者の就労を支援します。	障がい福祉課
(13)-7 生活安定のための経済的支援		担当課
内容	障がい基礎年金や在宅重度心身障がい者手当、特別障がい者手当などについて、適切に申請がなされるよう制度の周知に努めます。	障がい福祉課

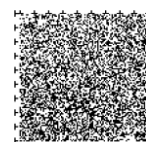


(14) 社会活動・余暇活動参加の促進

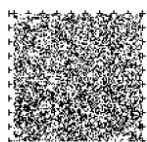
障がい者が社会活動や余暇活動に参加することは、障がい者（児）の生活を豊かにするとともに、市民の障がいへの理解と認識を深めるための重要な機会でもあります。障がい者（児）の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るため、文化芸術活動や健康づくり、スポーツ分野も含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指していくことが重要です。

【主な施策】

(14)-1 福祉スポーツ大会の開催及び障がい者スポーツ大会への参加の支援		担当課
内容	障がい者スポーツへの関心を高めるように努めるとともに、福祉スポーツ大会の内容の充実やボランティア等のスタッフの拡充を進めます。障がい者スポーツ競技の紹介を行うなど、その充実を図ります。また、県と連携し、「彩の国ふれあいピック」への参加を支援します。	障がい福祉課 社会福祉協議会
(14)-2 障がいの有無にかかわらず楽しむことができるスポーツの普及		担当課
内容	障がいの有無にかかわらず楽しむことができるスポーツの普及を図るため、各種用具の貸出しのほか、日高市障がい者スポーツを進める会(HSS)による体験指導を実施します。	生涯学習課 障がい福祉課 社会福祉協議会
(14)-3 作品展等の開催の支援		担当課
内容	障がい者（児）が製作した芸術作品等を発表できる機会を設けるため、公共施設での展示の支援や、各種イベントにおける展示ブースの設置等を支援します。	生涯学習課 障がい福祉課 社会福祉協議会



(14)-4 視覚障がい者が利用しやすい図書館サービスの充実		担当課
内容	大活字本や点字図書の拡充をはじめ、録音図書（朗読ＣＤ等）の製作を行い録音図書の充実を図ります。また、対面朗読や拡大読書器専用席を設けて読書にハンディキャップのある人に読書のサポートをします。点字図書や録音図書などの貸出しの際に、日本郵便の盲人用郵便物制度を活用します。	生涯学習課（図書館）
(14)-5 「布の絵本」事業の推進		担当課
内容	ふれて楽しむこともできる「布の絵本」の制作・閲覧・貸出を通じて、年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての利用者に開かれた図書館サービスとして推進を図ります。	生涯学習課（図書館）
(14)-6 移動の支援		担当課
内容	令和６年度策定予定の地域公共交通計画の策定により、自力での移動が困難な障がい者等に対する支援を検討します。また、ボランティアの協力による、当事者団体や家族会等の活動における送迎支援の実施や、重度心身障がい者に対する福祉タクシーの利用料金、又は自家用自動車の燃料費に要する経費を補助することにより、社会生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図ります。	危機管理課 障がい福祉課 社会福祉協議会

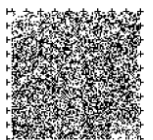


第4章 障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画

～障がい福祉サービス等と障がい児通所支援
等の提供体制の確保等について～

障がい福祉サービス等と障がい児通所支援等の提供体制の確保
等に関する実施計画です。

- 1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について
- 2 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の成果目
標の達成状況
- 3 成果目標設定の方針
- 4 成果目標の設定
- 5 サービスの見込量と見込量確保のための方策



1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

本章の障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、前章の障がい者計画の理念と内容に沿って、本市の障がい福祉サービス等と障がい児通所支援等の量の見込みとその確保策について定めるものです。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国の基本的な指針（障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）及び県の考え方を踏まえて策定しています。

1. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画で定めなければならない事項

（１）障がい福祉計画

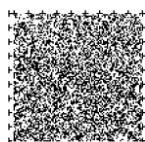
1. 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
2. 各年度における指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
3. 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

（２）障がい児福祉計画

1. 障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
2. 各年度における指定通所支援又は指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等

2. 障がい福祉サービスの対象となる障がい者（児）の範囲

障がい福祉サービスの対象となる障がい者（児）の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）、難病患者等であって18歳以上の者及び障がい児とします。



2 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の成果目標の達成状況

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画で定めた成果目標について、令和3年度から令和5年度の3年間における実績値と達成状況は下記のとおりです。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	目標値 (令和5年度)
地域生活移行者数	0人	0人	0人	3人
施設入所者数	48人	46人	44人	設定しない

コロナ禍の影響で、施設入所者の移行が困難だった経緯や、地域との連携体制の構築が不十分な面もあり、目標達成は困難でしたが、今後、関係機関との連携強化により目標達成に努めていきます。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

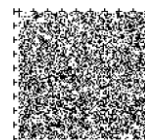
県で目標を設定するため、本市では目標値の設定は行っていません。

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	目標値 (令和5年度)
地域生活支援拠点等の確保	無	済	済	済
地域生活支援拠点等の運用状況について、年1回以上検証・検討	0	1	2	年1回以上検証・検討

拠点の現状維持を図ります。

なお、五つの必要機能である①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり、については、市内にある事業所全てで担うこととし、実際に受入れや事業を行なった事務所からの報告を本市が取りまとめ、日高市障害者地域総合支援協議会で協議することとします。



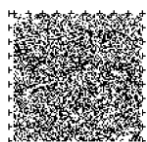
④福祉施設から一般就労への移行等

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	目標値 (令和5年度)
一般就労移行者数	12人	17人	16人	18人
就労移行支援事業を通じた 一般就労移行者数	6人	2人	8人	15人
就労継続支援A型事業を通じた 一般就労移行者数	0人	0人	0人	1人
就労継続支援B型事業を通じた 一般就労移行者数	1人	1人	0人	2人
就労移行支援事業等を通じた 一般就労移行者の就労定着支援事 業の利用者数	3人	2人	0人	13人
就労定着率が8割以上の就労定着 支援事業所数	0か所	0か所	1か所	2か所

一般就労者が増えない要因について検討していきます。

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	目標値 (令和5年度)
児童発達支援センターの設置	0か所	0か所	0か所	1か所
保育所等訪問支援を利用できる体 制の構築	0か所	1か所	1か所	現状維持
重症心身障がい児を支援する児童 発達支援事業所の確保	0か所	0か所	0か所	(体制有)
重症心身障がい児を支援する放課 後等デイサービス事業所の確保	0か所	0か所	0か所	1か所
医療的ケア児のための関係機関の 協議の場の設置	0か所	0か所	1か所	1か所



項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	目標値 (令和5年度)
医療的ケア児のためのコーディネーターの配置	0人	0人	2人	1人

児童発達支援センターは令和6年度に設置予定です。また、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所については、令和8年度に設置予定です。

⑥相談支援体制の充実・強化等

目標

令和5年度末までに、基幹相談支援センターが中心となり、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

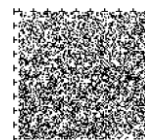
現在、障がい福祉課が基幹相談支援センター業務の一部を担っていますが、令和8年度までにセンターを設置し、相談支援体制の充実・強化等を図っていきます。

⑦障がい福祉サービス等の質を向上

目標

令和5年度末までに、県と連携し、障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有・指導監査結果の関係市町村との共有を実施する体制を構築する。

県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修への市職員の参加を推進するとともに、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有・指導監査結果を県と共有する体制を令和4年度末に構築しました。



3 成果目標設定の方針

「第3章 障がい者計画」の基本理念と基本目標を踏まえ、次に掲げる点に配慮して成果目標を設定し、計画的な整備を図ります。

1. 障がい福祉サービスの提供体制の確保

①訪問系サービスの充実

地域での生活を希望する障がい者（児）に対し、各個人が必要な訪問系サービスを受けることができるようサービスの充実を図ります。

②日中活動系サービスの充実

生活や就労の技術を身に付けることや、社会参加を目指す障がい者（児）が、充実した日々を送ることができるようサービスの充実を図ります。

③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

障がい者が重度であったとしても、地域生活を希望する障がい者が地域で暮らすことができるよう、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等を推進します。地域における居住の場として、現在市内に整備されているグループホームの活用を図るとともに、地域生活支援の機能を強化するため、地域生活支援拠点の機能の維持に努めます。

④福祉施設から一般就労への移行等の推進

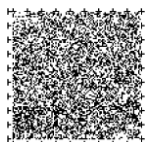
就労移行支援事業や就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

⑤強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい者等に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい者及び難病患者に対して、人材育成や地域資源の開発等を通じて支援体制の整備を図ります。

⑥依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症対策について、普及啓発をはじめ、地域の様々な関係機関が密接に連携して、当事者と家族に対して支援します。



2. 相談支援の提供体制の確保

①相談支援体制の充実・強化

障がい者（児）とその家族が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応を行うとともに、関係機関との連携に努めます。また、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う、特定相談支援事業所の充実を図ります。

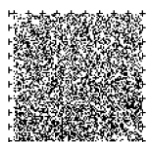
基幹相談支援センターによる相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材の育成等を行うとともに、主任相談支援専門員を計画的に確保することにより、地域の相談支援機能の強化を図ります。計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等が各々の機能を活用し相互に連携する仕組みを充実させるとともに、精神障がい者等とその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、相談に応じ、必要な支援を実施できる体制を整備します。

②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

施設等から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者が住み慣れた地域でともに自立した生活が送れるようにするため、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

③発達障がい者（児）及び家族等への支援体制の確保

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等の実施者を養成し、発達障がい者（児）及びその家族等に対する支援体制を構築します。また、発達障がい者（児）及びその家族等に、適切な発達支援の提供ができるよう地域の医師会等と連携し、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保に努めます。



④協議会の活性化

日高市障害者地域総合支援協議会を運営し、関係機関等の連携、地域課題の共有、課題解決に向けた取組、地域生活支援拠点の運用検証、相談支援事業の評価などに取り組んでいきます。

3. 障がい児支援の提供体制の確保

①地域支援体制の構築

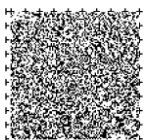
障がい児及びその家族に対する支援について、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、地域における支援体制の整備を進めます。児童発達支援センターについては、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付け、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、障がい児通所支援の体制整備を図ります。また、児童発達支援センターの中核的な支援機能である

- (1) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - (2) 地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能※
 - (3) 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - (4) 地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能
- を踏まえ、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備します。

②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児の早期からの支援及び健全な育成を進めるため、子育て支援施策や母子保健施策、小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図り、併せて、庁内の各担当部局やこども家庭支援センター連携した支援体制を構築していきます。また、就学時及び卒業時において支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障がい児通所支援事業所等が緊密な連携を図るとともに、子育て支援や保健医療の担当、教育委員会等との連携体制を確保します。

※ スーパーバイズ・コンサルテーション機能：児童発達支援センターが障がい児通所支援事業所に対し、支援内容等への助言・援助等を行う機能



③地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

地域共生社会を実現・推進するため、年少期からのインクルージョンを推進し、障がいの有無にかかわらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てるよう、児童発達支援センターや保育所等が連携・協力しながら支援を行う体制を構築していきます。

④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

ア 重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

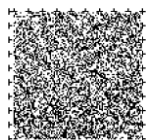
重症心身障がい児及び医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障がい児支援等の支援体制の整備を図ります。また、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を図ります。さらに、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された医療的ケア児等コーディネーター、相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進します。

イ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、適切な支援ができるよう、人材育成や地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。

⑤障がい児相談支援の提供体制の確保

障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、関係機関をつなぐ中心となる役割を担えるよう、障がい児相談支援の質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。また、「気付き」の段階を含めた地域の多様な障がい児及び家族に対し、児童発達支援センターが発達支援に関する入口としての相談機能を果たせるよう、相談支援の提供体制の構築を図ります。



4 成果目標の設定

障がい者（児）の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に基づき、令和８年度を目標年度とする必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項を設定します。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、令和４年度末時点の福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和８年度末における地域生活に移行する者等について、以下のとおり目標を設定することとしています。

【国の基本指針における目標】

- 令和８年度末における施設入所者の地域生活移行数

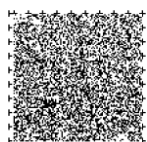
➡ 令和４年度末の施設入所者数の６％以上とする。

- 令和８年度末における施設入所者数

➡ 令和４年度末の施設入所者数から５％以上削減する。

上記の目標において、第６期障がい福祉計画で定めた令和５年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和８年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。

県では、地域移行者数は国と同様６％以上とする一方で、県内の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障がいや重度の重複障がいなどによる地域生活が困難な待機者が多数いる状況であることから、障がい者施設入所者の削減数の数値目標は設定しないこととしています。



本市においても、県の考え方を踏まえ、障がい者施設入所者の削減数の数値目標は設定しないこととします。

地域移行者数については、第6期障がい福祉計画において、令和5年度までの地域移行者数の目標を、令和元年度末時点での施設入所者（44人）の6.8%（3人）としていましたが、現状の地域移行者数は0人となっていることから目標を達成していません。そのため、本市では、国の基本指針を踏まえ、次の表のとおり目標を設定します。

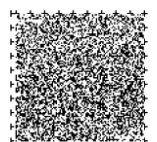
■ 本市における施設入所者の地域生活への移行に関する目標

項目	目標	目標の考え方
令和8年度末における地域生活移行者数	6人	第6期の目標（3人）に加え、令和4年度末時点の施設入所者数（46人）のうち6%以上が地域生活へ移行
令和8年度末における施設入所者数	設定しない	入所を希望する待機者が年々増加しており、特に強度行動障がいや重度の重複障がいなどによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、施設入所者の削減は、現状とそぐわない面もあるため、目標は設定していません。

■ 【参考】第6期計画期間における実績の推移と令和5年度の見込み

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）
地域生活移行者数	0人	0人	0人
施設入所者数※	48人	46人	44人

※年度末



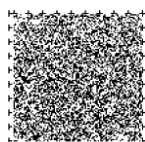
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障がい者（精神病床への入院後1年以内に退院した者に限る。）の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上の1年以上長期入院患者数、65歳未満の1年以上長期入院患者数）、精神病床における早期退院率（入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率）に関して、以下のとおり目標を設定することとしています。

【国の基本指針における目標】

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
 - ➡ 令和8年度末における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする。
- 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）
 - ➡ 削減する。
- 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、6か月時点、1年時点）
 - ➡ 令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、6か月時点の退院率を84.5%以上、1年時点の退院率を91%以上とする。

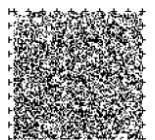
本目標については、本市市民の精神病床における入退院の状況の把握が困難であることから、全県で目標を設定するため、本市では目標値の設定は行いません。



■ 障がい者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会（イメージ）



資料：厚生労働省「障害者総合支援法の改正について」令和5年1月23日社会保障審議会障害者部会



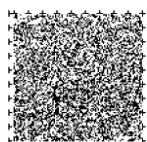
3. 地域生活支援の充実

国の基本指針では、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者（児）の地域移行を更に推進する観点から、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用、体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、ひとり暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援の提供を目標とする地域生活支援拠点等について、以下のとおり目標を設定することとしています。

【国の基本指針における目標】

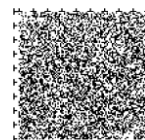
- 地域生活支援拠点等の確保・充実
 - ➡ 令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置。
- 地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討
 - ➡ 令和8年度末までの間、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
- 強度行動障がい有者の支援体制の充実
 - ➡ 令和8年度末までに、強度行動障がい有者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

本市においては、地域生活支援拠点等については、一つの拠点に機能を集約した「多機能拠点整備型」ではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」による整備と、年1回以上の運営状況の検証を行っています。



■ 本市における地域生活支援の充実に関する目標

項目	目標
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和８年度末までの間、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築。
地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討	令和８年度末までの間、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
強度行動障がい有する者の支援体制の充実	令和８年度末までの間、強度行動障がい有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。



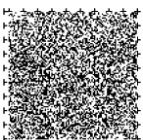
4. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、一般就労へ移行した者について以下のとおり目標を設定することとしています。

【国の基本指針における目標】

- 令和8年度中に福祉施設から一般就労へ移行した人数
 - ➡ 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
- 令和8年度中の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
 - ➡ 令和3年度実績の1.31倍以上とする。
- 令和8年度中の就労移行支援事業所の実績
 - ➡ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合を5割以上とする。
- 令和8年度中の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数
 - ➡ 令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とする。
- 令和8年度中の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数
 - ➡ 令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
- 就労定着支援事業の利用者数
 - ➡ 令和3年度の就労定着支援利用者数の実績の1.41倍以上とする。
- 就労定着支援事業の就労定着率※
 - ➡ 就労定着支援事業所のうち、令和8年度の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

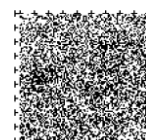
※ 就労定着率：過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合



本市においては、第6期障がい福祉計画において、令和5年度末の一般就労移行者数の目標を令和元年度実績の1.5倍（18人）としており、令和5年度の一般就労移行者数は16人と目標値を下回っています。そのため、一般就労移行者数については、国の基本指針を踏まえ、次の表のとおり目標を設定します。

■ 本市における福祉施設からの一般就労への移行等に関する目標

項目	目標	目標の考え方
令和8年度中の一般就労移行者数	18人	第6期の未達成目標（2人）に加え、令和3年度中の一般就労への移行実績（12人）の1.28倍以上
令和8年度中の就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	17人	第6期の未達成目標（7人）に加え、令和3年度中の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行実績（6人）の1.31倍以上
令和8年度中の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	5割以上	就労移行支援事業所のうち、令和8年度中の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする
令和8年度中の就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	2人	第6期の未達成目標（1人）に加え、令和3年度中の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行実績が0人であるため、1人を目標とする
令和8年度中の就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	4人	第6期の未達成目標（2人）に加え、令和3年度中の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行実績（1人）の1.23倍以上
令和8年度中の就労定着支援事業の利用者数	16人	令和3年度中の就労定着支援事業の利用者数（11人）の1.41倍以上
令和8年度中の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	2割5分以上	就労定着支援事業所のうち、令和8年度中の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする



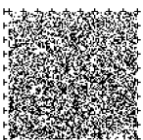


5. 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指し、併せて重症心身障がい児及び医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるように、障がい児支援の提供体制の整備等について、以下のとおり目標を設定することとしています。

【国の基本指針における目標】

- 児童発達支援センターの設置
 - ➡ 令和8年度末までに、少なくとも1か所以上設置する。
地域の実情により児童発達支援センター未設置の市町村においては、障がい福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する。
- 障がい児の地域社会への参加・包容の推進
 - ➡ 令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築する。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
 - ➡ 令和8年度末までに、それぞれ1か所以上確保する。
- 医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
 - ➡ 令和8年度末までに、協議の場を設置し、コーディネーターを配置する。

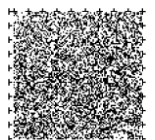




本市においては、国の指針を踏まえ、次の表のとおり目標を設定します。

■ 本市における障がい児支援の提供体制の整備等に関する目標

項目	目標
児童発達支援センターの設置	関係機関の連携の下、児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を整備
障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	日高市障害者地域総合支援協議会で協議し、令和8年度までに構築
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所
医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置	日高市障害者地域総合支援協議会内の部会として位置付け、年3回の協議を実施
医療的ケア児のためのコーディネーターの配置	支援体制の充実のため2名以上の配置



6. 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、以下のとおり目標を設定することとしています。

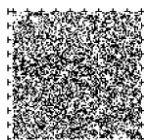
【国の基本指針における目標】

- 相談支援体制の充実・強化等
 - ➡ 令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- 協議会における地域サービス基盤の開発・改善
 - ➡ 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善及び、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

本市においては、国の指針を踏まえ、次の表のとおり目標を設定します。

■ 本市における相談支援体制の充実・強化等に関する目標

項目	目標
相談支援体制の充実・強化等	令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
協議会における地域サービス基盤の開発・改善	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善及び、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。



7. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について、以下のとおり目標を設定することとしています。

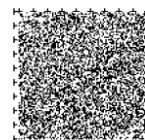
【国の基本指針における目標】

- 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
 - ➡市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握・検証を行うことが望ましい。そのため、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

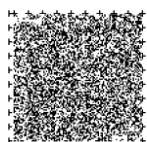
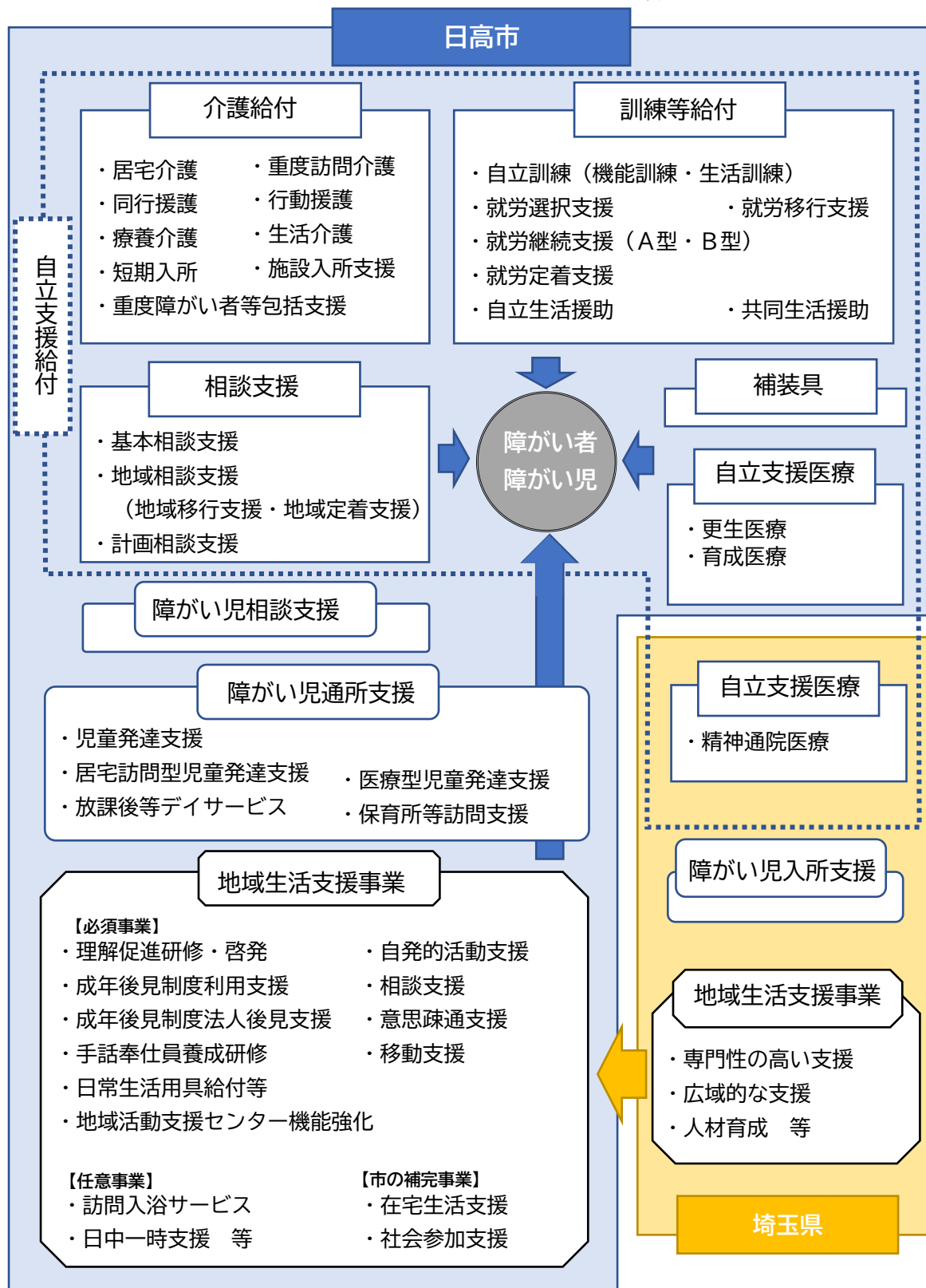
本市においては、国の指針を踏まえ、次の表のとおり目標を設定します。

■ 本市における障がい福祉サービス等の質の向上に関する目標

項目	目標
障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組	県主催の研修等へ積極的に参加し、具体的な内容の理解に努めます。
障がい福祉サービス等の利用状況の把握・検証	相談支援専門員が作成するサービス利用計画及びモニタリング等を常時確認し、障がい福祉サービス等の利用状況の把握、検証に努めます。
障がい福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築	日高市障害者地域総合支援協議会において、地域課題を含めた障がい福祉施策等の取組を協議することで、質の向上へ向けた体制の構築を図ります。



【障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の全体像】



5 サービスの見込量と見込量確保のための方策

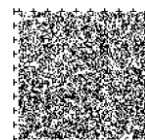
障害者総合支援法に基づくサービスには、在宅生活を支援する「訪問系サービス」、施設への通所や入所施設での昼間のサービスである「日中活動系サービス」、入所施設での夜間のサービスやグループホームなどの「居住・施設系サービス」に大別される「障がい福祉サービス」があります。さらに、計画相談、地域移行支援及び地域定着支援を行う「相談支援」、市町村が地域の実情に応じて行う「地域生活支援事業」があります。

児童福祉法に基づくサービスには、施設への通所を支援する「障がい児通所支援」及び計画相談を行う「障がい児相談支援」があります。

本節では、障がい福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住・施設系サービス）、相談支援、地域生活支援事業、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の種類ごとの見込量とその確保のための方策について定めます。

注 サービスの実績値と見込量の値について

- ① 令和5年度の実績値は、4月から9月までの6か月分の実績から見込値を算出
- ② 単位「人」は、1か月当たりの利用人数
- ③ 単位「時間」は、1か月当たりのサービス提供時間
- ④ 単位「人日分」は、「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」



1. 「障がい福祉サービス・相談支援」の見込量と見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

①居宅介護

障がい者（児）を対象に、家庭にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事の身体介護や掃除などの家事援助や生活に関する相談など、生活全般にわたる援助を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者や重度の知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で、常時介護を必要とする人を対象に、家庭にヘルパーを派遣して、入浴、排せつ、食事の身体介護や掃除などの家事援助や生活に関する相談など、生活全般にわたる援助を行うほか、外出時における移動中の介護や入院中の病院等におけるコミュニケーション支援を行います。

③同行援護

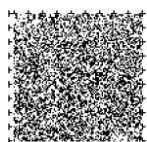
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する視覚障がい者（児）を対象に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や移動に必要な支援を行います。

④行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者（児）で、常時介護を必要とする人を対象に、居宅内や外出時における危険を回避するために必要な援護や移動中の介護等を行います。

⑤重度障がい者等包括支援

寝たきり状態などの常時介護を要する障がい者（児）を対象に、重度訪問介護や生活介護などの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。

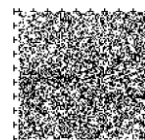


実施に関する考え方

訪問系サービスは、障がいのある人の地域生活を支える基本的な事業であり、居宅介護が最も多く利用されています。訪問系サービスは障がい者（児）の地域生活を支える基本事業であることから、十分なサービスが確保できるよう、介護保険制度における訪問介護事業所に対して、共生型サービスの指定制度を周知するなど、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。また、重度訪問介護と重度障がい者包括支援については、利用者の状況に応じ、サービスの周知や、サービス提供事業所に対して人材の確保及び質の高いサービスを提供できるよう働きかけていきます。

■ 訪問系サービスの実績値と見込量

項目	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	960 時間	889 時間	917 時間	922 時間	946 時間	971 時間
	52 人	59 人	60 人	57 人	59 人	60 人
重度訪問介護	363 時間	730 時間	734 時間	609 時間	609 時間	609 時間
	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
同行援護	39 時間	64 時間	75 時間	70 時間	70 時間	70 時間
	7 人	9 人	8 人	8 人	8 人	8 人
行動援護	3 時間	0 時間	1 時間	1 時間	1 時間	1 時間
	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
重度障がい者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人



(2) 日中活動系サービス（介護給付）

①生活介護

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常に介護を必要とする障がい者を対象に、主に昼間、入浴や排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

②療養介護

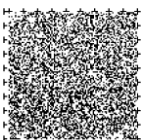
病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする身体障がい者や知的障がい者を対象に、医療機関において主に昼間、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を行います。

③短期入所（福祉型、医療型）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者（児）を対象に、施設で短期間、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。

実施に関する考え方

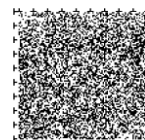
障がい者の重度化や高齢化等を踏まえ利用者数を見込み、十分なサービスを提供できるよう、介護保険制度における通所介護事業所や短期入所生活介護事業所に対して、共生型サービスの指定制度を周知するなど、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進します。また、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所はもとより、地域の障がい者支援事業所との連携を密にし、地域における社会資源や支援についての情報共有、相互的な事業の展開等、地域におけるネットワークの構築に努めます。



■ 日中活動系サービス（介護給付）の実績値と見込量

項目	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	1,932 人日分	2,048 人日分	2,027 人日分	2,207 人日分	2,222 人日分	2,244 人日分
	96 人	103 人	102 人	100 人	101 人	102 人
※重度障がい者	-	-	28 人	28 人	28 人	28 人
療養介護	6 人	7 人	6 人	6 人	6 人	6 人
短期入所 (福祉型)	60 人日分	60 人日分	85 人日分	73 人日分	80 人日分	88 人日分
	7 人	10 人	13 人	10 人	11 人	12 人
※重度障がい者	-	-	5 人	5 人	5 人	5 人
短期入所 (医療型)	-	-	-	7 人日分	7 人日分	7 人日分
	-	-	-	1 人	1 人	1 人
※重度障がい者	-	-	-	1 人	1 人	1 人

※ 重度障がい者：利用者数のうち、強度行動障がいや高次脳機能障がいをする者、医療的ケアを必要とする者等の重度障がい者



(3) 日中活動系サービス（訓練等給付）

①自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障がい者を対象に、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談その他の必要な支援を行います。

②自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障がい者を対象に、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談等の支援を行います。

③宿泊型自立訓練

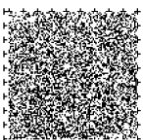
自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している障がい者を対象に、地域生活への移行に向けて、一定期間居室等の設備を提供し、帰宅後、家事等の日常生活能力を向上させるための訓練、生活等に関する相談等の支援を行います。

④就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望と能力や適性等に合った選択の支援を行います。

⑤就労移行支援

一般就労等を希望し、実習や職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障がい者を対象に、一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。



⑥就労継続支援A型

通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障がい者を対象に、通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労への移行に向けて支援を行います。

⑦就労継続支援B型

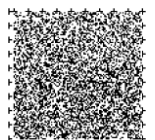
就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない障がい者や、年齢や体力の面で雇用されることが困難な障がい者を対象に、雇用契約は結ばず、通所により就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労等への移行に向けた支援を行います。

⑧就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者を対象に、一定期間、本人との相談を通じて日常生活面・社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

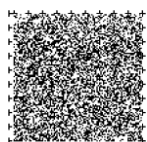
実施に関する考え方

就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援への利用者数が伸びており、事業所の運営を支援するとともに、事業所と地域企業とのつながりが深まるよう支援します。また、県と連携し、工賃向上の取組を支援します。



■ 日中活動系サービス（訓練等給付）の実績値と見込量

項目	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 （機能訓練）	1 人日分 1 人	0 人日分 0 人	0 人日分 0 人	16 人日分 1 人	16 人日分 1 人	16 人日分 1 人
自立訓練 （生活訓練）	131 人日分 10 人	175 人日分 11 人	149 人日分 9 人	220 人日分 10 人	242 人日分 11 人	264 人日分 12 人
宿泊型 自立訓練	88 人日分 4 人	123 人日分 5 人	114 人日分 4 人	112 人日分 4 人	112 人日分 4 人	112 人日分 4 人
就労選択支援	-	-	18 人	20 人	22 人	24 人
就労移行支援	310 人日分 20 人	260 人日分 28 人	291 人日分 17 人	396 人日分 18 人	418 人日分 19 人	440 人日分 20 人
就労継続支援 A型	177 人日分 10 人	136 人日分 8 人	105 人日分 6 人	176 人日分 8 人	198 人日分 9 人	220 人日分 10 人
就労継続支援 B型	1,893 人日分 108 人	2,016 人日分 115 人	2,151 人日分 124 人	2,552 人日分 116 人	2,596 人日分 118 人	2,640 人日分 120 人
就労定着支援	11 人	13 人	11 人	12 人	13 人	16 人



（４）居住・施設系サービス

①自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者や、単身又は同居家族が障がいや疾病等により支援が見込めない障がい者を対象に、一定期間、居宅訪問や随時の対応を行うことにより、日常生活での問題を把握し、必要な情報の提供や相談、関係機関との連絡調整等、自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。

②共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型・日中サービス支援型）

共同生活を営む住居（グループホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、就労先又は日中活動サービス等との連絡調整、余暇活動等の社会生活上の援助を行います。

介護サービス包括型：介護サービスをグループホーム事業者自らが行う。

外部サービス利用型：介護サービスを外部の居宅介護事業所に委託。

日中サービス支援型：昼夜を通じて１人以上の職員を配置。短期入所を併設し、在宅で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供。

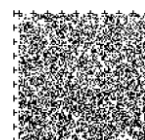
③施設入所支援

施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

実施に関する考え方

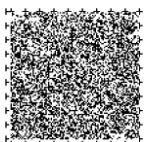
グループホーム等での暮らしを体験するための支援を行い、障がい者の地域生活を支援します。

さらに、賃貸住宅等でのひとり暮らしを希望する障がい者が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、適切な支援を行います。障がい者の重度化・高齢化に対応するため、日中サービス支援型共同生活援助を提供できるよう、サービス提供事業者等に対し働きかけを行います。



■ 居住系サービスの実績値と見込量

項目	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	0人	0人	0人	0人	0人	0人
共同生活援助	74人	80人	86人	93人	101人	109人
※重度障がい者	-	-	14人	14人	16人	19人
施設入所支援	46人	46人	44人	44人	44人	44人



（５）地域生活支援拠点等

①地域生活支援拠点等

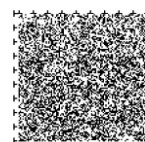
地域生活支援拠点等は、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を提供する体制のことです。

実施に関する考え方

市内のグループホームをはじめ、地域の複数の機関が相互に連携する「面的整備型」による地域生活支援拠点等の整備を図り、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証、検討します。

■ 地域生活支援拠点等の見込量

項目	実績値			見込量		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
設置箇所	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
コーディネーター配置人数	０人	０人	０人	０人	０人	１人
検証・検討回数	１回	１回	１回	１回	１回	１回



（６）相談支援

①計画相談支援

障がい福祉サービス等を利用する全ての障がい者（児）を対象に、サービス等利用計画を作成し、サービスの利用開始後には利用状況の検証（モニタリング）を行います。

②地域移行支援

入所施設等に入所している障がい者や、精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行に当たっての障がい福祉サービスの体験的な利用支援、地域移行に当たっての体験的な宿泊支援を行います。

③地域定着支援

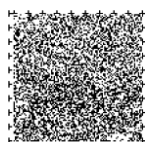
居宅において単身等で生活する障がい者や、同居している家族等が障がいや疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障がい者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの状況に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。

実施に関する考え方

計画相談支援の利用者は近年大きく増加しています。地域移行支援及び地域定着支援の利用は少ないものの、障がい者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、希望者が受けられるよう、提供体制の構築を支援します。また、サービス等利用計画の作成希望者が必ず計画相談支援を受けられるよう、県と連携して、相談支援従事者等への研修を推進します。

■ 相談支援の実績値と見込量

項目	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	91人	89人	87人	110人	120人	130人
地域移行支援	0人	0人	0人	1人	1人	1人
地域定着支援	0人	0人	0人	1人	1人	1人





2. 「障がい児支援」の見込量と見込量確保のための方策

(1) 障がい児通所系サービス

①児童発達支援

就学前の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

②放課後等デイサービス

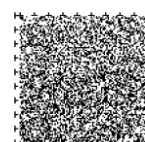
就学している障がい児を対象に、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等に必要な支援を行います。

実施に関する考え方

放課後等デイサービスでは、令和元年度以降、利用者が大きく増加しています。必要な量の確保とともに、障がい児のニーズに応じた支援の提供と質の向上を図ります。

■ 障がい児通所系サービスの実績値と見込量

項目	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	139 人日分	175 人日分	259 人日分	191 人日分	237 人日分	283 人日分
	20 人	23 人	27 人	23 人	25 人	27 人
放課後等デイサービス	1,084 人日分	1,084 人日分	1,132 人日分	1,100 人日分	1,124 人日分	1,149 人日分
	81 人	83 人	89 人	84 人	87 人	90 人





(2) 障がい児訪問系サービス

①保育所等訪問支援

保育所等（保育園、幼稚園、その他児童が集団生活を営む施設）に通う障がい児を対象に、保育所等を訪問し、障がい児以外との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

②居宅訪問型児童発達支援

障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がい児等を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与その他必要な支援を行います。

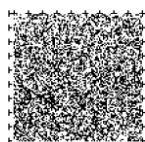
実施に関する考え方

これまでの利用実績では、保育所等訪問支援の3人のみとなっています。保護者に対して放課後等訪問支援の制度を周知するなど、広く情報提供を行い、必要な人がサービスを利用できるよう取り組んでいきます。

居宅訪問型児童発達支援は、現状として利用者はいませんが、外出が著しく困難な障がい児であっても、必要なサービスを受けられるよう、サービスの周知や、サービス提供事業所に対して人材の確保及び質の高いサービスを提供できるよう働きかけていきます。

■ 障がい児訪問系サービスの実績値と見込量

項目	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等	2人日分	3人日分	4人日分	4人日分	5人日分	6人日分
訪問支援	2人	3人	4人	4人	5人	6人
居宅訪問型	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
児童発達支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人





(3) 相談支援等

①障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用する全ての障がい児（保護者）を対象に、障がい児支援利用計画を作成し、サービスの利用開始後に利用状況の検証や計画の見直し等の支援を行います。

②医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児等を対象に、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児とその家族をつなぐなどのコーディネートを行います。

実施に関する考え方

障がい児相談支援の利用者は、年々増加しています。障がい児支援利用計画の作成希望者が必ず障がい児相談支援を受けられるよう、県と連携して、相談支援従事者等への研修を推進します。また、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、複数の配置に努めます。

■ 相談支援等の実績値と見込量

項目	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	29人	25人	22人	30人	35人	40人
コーディネーター※の配置人数	0人	0人	2人	3人	4人	4人

※ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター





3. 障がい児の子ども・子育て支援における提供見込み

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れの体制整備を行います。

①保育所

保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設です。

②認定こども園

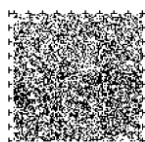
幼稚園と保育所の制度の枠組みを越えて、幼児期の教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設です。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

■ 障がい児の子ども・子育て支援等の実績値と見込量

項目	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	50人	50人	50人	50人	50人	50人
認定こども園	14人	18人	20人	50人	50人	50人
放課後児童健全育成事業	40人	40人	40人	50人	50人	50人
幼稚園	48人	48人	50人	50人	50人	50人



4. 「発達障がい者（児）に対する支援」の見込量と見込量確保のための方策

（1）発達障がい者（児）及び家族等支援

①ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム等の家族支援

保護者や養育者の方を対象に、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等支援プログラムを実施し、家族のスキル向上を支援します。

ペアレントトレーニング：行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、子どもの不適切な行動の改善を目指します。

ペアレントプログラム：子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムです。

②ペアレントメンター

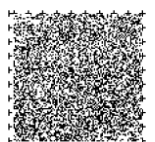
発達障がいの子どもの育てた保護者が、その育児経験を生かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対して共感的な支援を行い、体験談や地域資源の情報提供等を行います。

③ピアサポート

同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児を持つ保護者同士等の集まる場の提供やその際の子どもの一時預かり等を行います。

実施に関する考え方

発達障がいにおいては、家族支援が重要視されており、同じ悩みを持つ本人同士やその家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図っていきます。プログラム等の実施に必要な専門性を有する職員等を確保するため、県や市内の障がい児支援事業所と連携して、人材の育成に努めます。また、発達障がいの子どもの育てた保護者に対して情報提供や啓発等を行い、県と連携してペアレントメンターの養成に努めます。



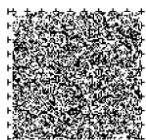
■ 発達障がい者（児）及び家族等支援事業の見込量

項目	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニング、	3人	2人	0人	2人	2人	2人
ペアレントプログラム	-	-	-	1人	1人	1人
ペアレントメンター	0人	0人	0人	1人	1人	1人
ピアサポート	0人	0人	0人	0人	0人	1人

※1：アレントトレーニング、ペアレントプログラムは、上段がプログラムの受講者数（保護者）、下段がプログラムの実施者数（支援者）

※2：ペアレントメンターはペアレントメンターの人数

※3：ピアサポートは活動への参加人数



5. 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の見込量と見込量確保のための方策

(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①保健、医療及び福祉関係者による協議の場

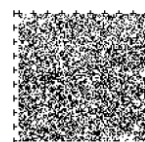
保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通して重層的な連携による支援体制を構築します。協議の場では、「個別支援体制の整備」、「支援体制の整備」、「地域基盤の整備」の三つの軸に沿った機能を発揮することが求められます。

実施に関する考え方

市内の事業所や医療機関、関係団体等と連携し、「保健・医療から地域を考える視点」と「障がい福祉から地域を考える視点」の両視点を持った参加者による「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」を設置し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた体制の整備を進めます。

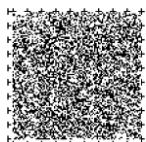
■ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の見込量

項目		実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	0回	1回	3回	2回	2回	3回
	参加者数	0人	1人	35人	13人	13人	13人
	目標設定及び評価の実施回数	0回	1回	3回	2回	2回	3回



■ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の実績値と見込量

項目	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援	0人	0人	0人	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援	0人	0人	0人	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助	22人	23人	23人	23人	23人	23人
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	0人	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	0人	0人	0人	0人	0人	1人



6. 「相談支援体制の充実・強化のための取組」の見込量と見込量確保のための方策

(1) 相談支援体制の充実・強化のための取組

① 基幹相談支援センターの設置

地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るため、基幹相談支援センターの設置について検討を行います。また、基幹相談支援センターを設置するまでの間、本市において地域の相談支援体制の強化に努めます。

② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

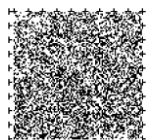
基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組、個別事例の支援内容の検証を行います。また、基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置します。

⑤ 協議会における個別事例検討の実施

地域づくりに向けた協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行います。

実施に関する考え方

相談支援体制の充実・強化を図るため、基幹相談支援センター業務を引き続き行います。また、県と連携を図りながら、主任相談支援専門員をはじめとする専門的職員の養成を推進します。

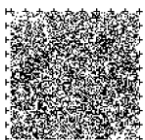


■ 相談支援体制の充実・強化のための取組の見込量

項目		実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置		-	-	-	0 か所	0 か所	1 か所
地域の相談支援体制の強化 基幹相談支援センターによる	専門的な指導・助言	4 件	27 件	24 件	24 件	24 件	24 件
	人材育成の支援	1 件	1 件	3 件	3 件	3 件	3 件
	連携強化の取組	0 回	0 回	1 回	1 回	1 回	1 回
	個別事例の検証	0 回	2 回	6 回	6 回	6 回	6 回
	主任相談支援専門員	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
別事例検討の実施 協議会における個別事例検討の実施	事例検討	0 回	1 回	2 回	2 回	2 回	2 回
		0 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	専門部会	0 部会	0 部会	2 部会	2 部会	2 部会	2 部会
		0 回	0 回	6 回	6 回	6 回	6 回

※1：協議会における個別事例検討の実施の事例検討は、上段が実施回数（頻度）、下段が参加事業者・機関数

※2：協議会における個別事例検討の実施の専門部会は、上段が設置数、下段が実施回数（頻度）



7. 「障がい福祉サービスの質を向上させるための取組」の見込量と見込量確保のための方策

(1) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

①障がい福祉サービス等に係る各種研修

県が実施する障がい福祉サービス等に関する研修等へ、市職員が参加します。

②障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

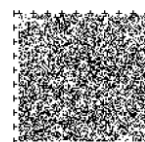
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有します。

実施に関する考え方

県との連携を強化し、より多くの職員が障がい福祉サービス等に係る各種研修に参加できるよう取り組んでいきます。障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果について分析を行い、その結果を積極的に活用していきます。

■ 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組の見込量

項目	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修	0人	1人	1人	2人	2人	2人
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	12回	12回	12回	12回	12回	12回



8. 「地域生活支援事業等」の見込量と見込量確保のための方策

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

障がい者（児）が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」の除去と共生社会の実現を図るため、地域の住民に対して、障がいに対する理解を深めるとともに「心のバリアフリー」の推進を図るための教室やイベントの開催、事業所訪問、広報活動などを行います。

②自発的活動支援事業

障がい者（児）が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者（児）やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート活動、災害対策活動、孤立防止活動、社会活動、ボランティア活動等）を支援します。

③相談支援事業

(1) 基幹相談支援センター等機能強化事業

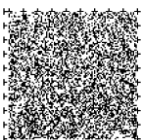
専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

(2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者（児）に対し、入居契約手続支援等の入居支援を行うとともに、関係機関によるサポート体制の調査や家主等への相談・助言を通じて障がい者（児）の地域生活を支援します。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がい者の権利擁護を図ります。



⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備できるよう、日高市社会福祉協議会と連携して検討を進めるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動の支援についても検討を行います。

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者（児）に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者（児）とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

⑦日常生活用具給付等事業

障がい者（児）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。

⑧手話奉仕員養成研修事業

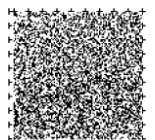
意思疎通を図ることに支障のある障がい者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者（児）に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

障がい者（児）の地域生活支援の促進を図るため、地域活動支援センターにおいて、創作的活動又は生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等の便宜を供与します。

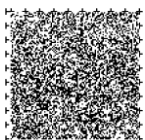


実施に関する考え方

必須事業は、障がい者（児）の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスであり、現在利用者がいないサービスについても、利用対象者からの希望に応じ、確実にサービス提供につなげられるよう、サービス提供体制を整備していきます。

■ 地域生活支援事業（必須事業）の実績値と見込量

項目		実績値			見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発		有	有	有	有	有	有
自発的活動支援		有	有	有	有	有	有
相談支援	基幹相談支援センター等機能強化	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	住宅入居等支援	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援		0 件	1 件	0 件	2 件	2 件	2 件
成年後見制度法人後見支援		無	有	無	有	有	有
意思疎通支援事業		155 件	174 件	250 件	254 件	254 件	254 件
日常生活用具給付等	介護・訓練支援用具	0 件	5 件	0 件	5 件	5 件	5 件
	自立生活支援用具	2 件	5 件	10 件	10 件	10 件	10 件
	在宅療養等支援用具	6 件	1 件	6 件	6 件	6 件	6 件
	情報・意思疎通支援用具	6 件	3 件	6 件	6 件	6 件	6 件
	排泄管理支援用具	1,242 件	1,331 件	1,444 件	1,451 件	1,451 件	1,451 件
	居宅生活動作補助用具	2 件	0 件	0 件	2 件	2 件	2 件
手話奉仕員養成研修		0 人	7 人	11 人	12 人	12 人	12 人
移動支援		36 人	37 人	35 人	31 人	31 人	31 人
		199 時間	156 時間	137 時間	186 時間	186 時間	186 時間
地域活動支援センター機能強化		4 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
		32 人	26 人	26 人	26 人	27 人	28 人



（２）任意事業

①訪問入浴サービス

身体障がい者等に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

②日中一時支援・在宅超重度心身障がい児レスパイトケア事業

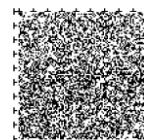
障がい者（児）の日中における活動の場を提供することにより、障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的休息を確保します。

実施に関する考え方

地域生活支援事業は、各自治体の実施主体となり、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、特に任意事業は、各自治体の判断により行うものとなっています。訪問入浴サービス、日中一時支援については、地域における障がい者の生活を支援するため、引き続きサービス提供体制を維持していきます。

■ 地域生活支援事業（任意事業）の実績値と見込量

項目	実績値			見込量		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
訪問入浴サービス	208 回	190 回	162 回	240 回	240 回	240 回
日中一時支援	2,377 回	2,994 回	3,012 回	3,080 回	3,080 回	3,080 回
在宅超重度心身障がい児レスパイトケア	0 回	14 回	16 回	35 回	35 回	35 回



（３）市が提供する福祉サービス

市では、法定福祉サービスや地域生活支援事業のほかに、障がい者（児）の在宅生活支援及び社会参加支援を目的とした事業も行っています。

【在宅生活支援】

①障がい児（者）生活サポート

障がい児（者）の日常生活に応じて、一時預かり、派遣による介護サービス、送迎サービス、外出援護などのサービスを柔軟に組み合わせて実施します。

なお、利用には、市に登録された民間のサービス団体を利用し、１時間当たりの基準額と実費相当分を利用団体に支払う必要があります。

②重度心身障がい者居宅改善整備費補助

重度身体障がい者に対し、居宅改善のために要する経費の一部を補助し、自立更生の促進及び福祉の増進を目的とします。

③紙おむつの支給

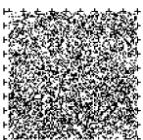
重度身体障がい者に対し、紙おむつを支給することにより、本人及び家族の身体的・経済的、精神的負担を軽減します。

④在宅重度障がい者の寝具の消毒乾燥

身体障がい者手帳１、２級の人で、本人及び同居の家族において寝具の乾燥を行うことが困難な人を対象に、寝具の乾燥用自動車を派遣し、定期的に寝具の消毒乾燥を行います。

⑤緊急通報装置の利用

身体障がい者手帳１、２級の人をみの世帯又はこれに準ずる世帯を対象として、急病や事故等の緊急時に緊急通報装置のボタンを押すことにより受信センターと連絡を取ることができる装置を設置します。

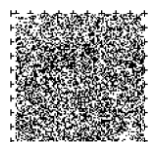


実施に関する考え方

市では、各種福祉サービスを補完する目的で、それぞれ在宅生活支援、社会参加の支援を行っています。

■ 市が提供する福祉サービス（在宅生活支援）の実績値と見込量

項目	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児（者）生活サポート	125 時間	122 時間	137 時間	160 時間	160 時間	160 時間
重度心身障がい者 居宅改善整備費補助	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
重度心身障がい者 居宅改善整備費補助	18 人	18 人	15 人	19 人	19 人	19 人
在宅重度障がい者の 寝具の消毒乾燥	2 人	2 人	1 人	3 人	3 人	3 人
緊急通報装置の利用	1 人	1 人	0 人	2 人	2 人	2 人



【社会参加支援】

①自動車運転免許取得・改造助成

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

②重度心身障がい者自動車等燃料費補助金

重度心身障がい者に対し、日常生活において利用する自家用自動車等の燃料費に要する経費を補助します。

③心身障がい児通学奨励費補助金

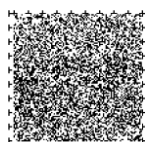
市内に居住し、特別支援学校に通学（通級を含む）している 18 歳以下の児童を持つ保護者に、補助金を支給します。

④福祉タクシー利用助成費

重度心身障がい者に対し、タクシー利用料金の一部を助成します。

■ 市が提供する福祉サービス（社会参加支援）の実績値と見込量

項目	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件
自動車改造助成	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件
重度心身障がい者自動車等燃料費補助金	648 人	614 人	637 人	675 人	675 人	675 人
心身障がい児通学奨励費補助金	41 人	39 人	42 人	45 人	45 人	45 人
福祉タクシー利用助成費	2,750 枚	2,687 枚	3,713 枚	4,167 枚	4,167 枚	4,167 枚

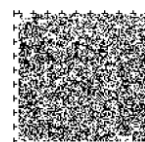


第5章 計画の実現に向けて

～連携体制と計画の管理について～

基本理念にのっとり、計画を実現するため、関係機関との連携に関する事項と計画の達成状況の点検及び評価の方法等を定めます。

- 1 各主体の役割と連携体制の強化
- 2 計画の推進と進捗管理
- 3 「共に生き、しあわせを感じる社会を目指して」
持続可能な取り組みの推進



1 各主体の役割と連携体制の強化

1 各主体の役割

本計画を推進するに当たっては、計画の実現に向けて、行政や関係機関、市民が情報を共有し、共通理解のもと各方策等に取り組み、社会資源の充実を図ることが必要です。全ての市民が障がいと障がい者（児）に対する理解を深め、社会的関心を高めていくとともに、行政はもとより、地域社会、学校、団体、企業などが、それぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、施策の展開を図っていくことが求められています。

（１）地域社会

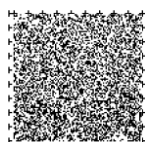
地域における多様な人々との交流を通し、障がい者（児）が参加できる行事や地域活動の機会を設けるとともに、近隣が互いに助け合う地域づくりを進めるなど、障がい者（児）やその家庭を地域の中で支援する体制づくりが重要です。

（２）学校

障がい児一人一人に対して、障がいの特性や程度に応じたきめ細かな指導を通し、持てる力を最大限に発揮できるような適切な教育を推進することが必要とされています。また、障がいの有無にかかわらず、児童・生徒に対して、障がい者（児）への正しい理解と認識を深め、思いやりや豊かな心の育成を図るために、交流教育や福祉教育を拡充し、障がいに対する意識面でのバリアフリーに努めていくことが重要です。

（３）団体

障がい者関係団体・障がい福祉事業関係者などの役割として、障がい者（児）やその家庭の福祉の向上を目指し、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行っていくことが大切です。



（４）企業

障がい者が安定した生活を営むためには、障がい者の雇用や障がい者の適性と能力に応じて、障がいのない人と共に生きがいを持って働けるような職場づくりが望まれています。また、障害者差別解消法改正による障がい者への合理的配慮の前提が義務化されました。企業自らが地域社会の構成員であるという自覚のもとに地域に貢献していくことが、今後の大切な役割の一つとして期待されています。

（５）行政

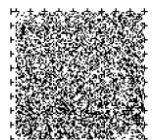
行政の役割は、市民の総合的な福祉の向上を目指して、広範にわたる障がい者施策を総合的かつ、一体的に推進することです。そのためには、各主体の役割を踏まえながら、地域社会の連帯の条件整備に努め、行財政の効率的な運営と執行体制を整備するとともに、当事者や障がい者（児）を支える家族などのニーズを的確に把握し、地域の特性に応じた施策を推進していくことが求められています。また、政策の形成過程も含めて、障がい者（児）のまちづくりへの参加機会を拡充しながら、必要な情報を的確に提供し、市民の参加と連帯に支えられた事業運営に努めていくことが重要です。

２ 関係機関等の連携強化

計画の実現を図るため、障がい保健福祉の観点からのみならず、保健、医療、子育て支援、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が求められることから、医療機関、教育機関やその他の関係機関等と連携を図っていきます。また、行政の各分野をはじめ、社会福祉協議会や市民、障がい者団体、民生委員・児童委員協議会、ボランティア団体、サービス提供事業者及び日高市障害者地域総合支援協議会と連携し、計画の推進を図ります。

○日高市障害者地域総合支援協議会

地域における障がい者等への支援体制づくりに関し、関係機関等と連携を図り、地域の実情に応じた体制の整備などを協議します。



2 計画の推進と進捗管理

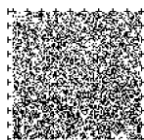
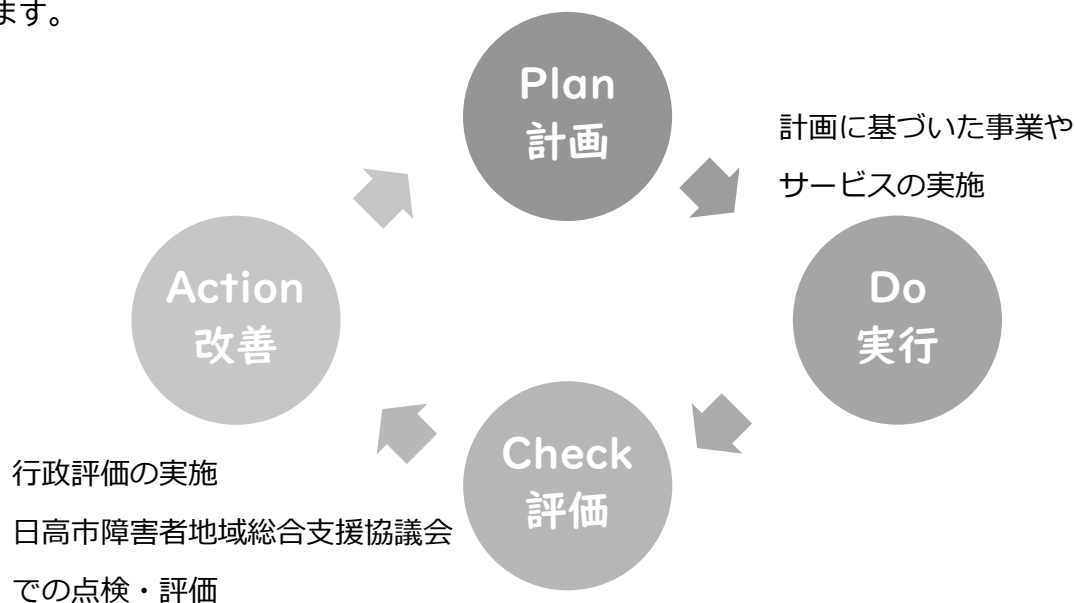
1 行財政の効率的運用

計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間ですが、法律等の改正や市民ニーズの変化、財政事情の悪化など、この間にも社会経済情勢の変化が予想されます。このため、今後増大する福祉などのサービス需要に的確に対応するため、事業などの取捨選択等を行うことにより、より効率的・効果的な事業展開を図ります。また、制度の見直しなど国の動向を的確に見極めながら計画を推進していきます。

2 PDCA サイクルの確立

日高市障がい福祉計画・日高市障がい児福祉計画は、日高市障がい者計画と一体的に策定されている計画であり、障がい者の生活に必要な障がい福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものです。関係者及び関係機関は目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、その進捗状況を確認しながら、工夫・改善を重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。

そのため、三つの計画の進捗管理については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、日頃より調査、分析及び評価に努め、日高市障害者地域総合支援協議会で進捗状況の確認を行い、必要があると認められるときは、計画の変更等の必要な措置を講じます。

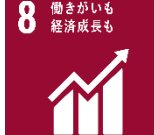


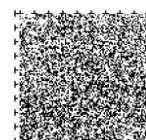
3 「共に生き、しあわせを感じる社会を目指して」 持続可能な取り組みの推進

1 SDG sの取り組み方針

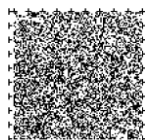
SDG sとは、2015 年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を指します。2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標であり、具体的な 17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

市では、SDG sの理念を踏まえた行政運営に取り組んでいることから、関連する主なSDG sのゴールに向けて、第7期日高市障がい者計画における施策を推進します。

	ゴール1 貧困をなくそう ・障がい者就労支援センターの活用促進 (13)-6 ・生活安定のための経済的支援 (13)-7
	ゴール3 すべての人に健康と福祉を ・障がい福祉サービスの質の向上等 (8)-1 ・障がい福祉を支える人材の育成・確保・定着 (8)-2 ・健康診査、健康教育、健康相談の充実 (10)-1 ・医療機関等との連携 (10)-3
	ゴール4 質の高い教育をみんなに ・社会復帰対策の促進 (11)-1 ・相談支援体制の充実 (11)-2 ・家族支援体制の充実 (11)-4 ・孤立防止と活躍の拡充 (11)-5
	ゴール8 働きがいも経済成長も ・事業主、社会一般の理解と協力の推進 (13)-1 ・授産製品の販路拡大 (13)-4



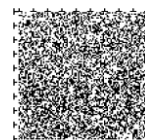
	ゴール 10 人や国の不平等をなくそう ・ 市民への周知 (2)-1 ・ 事業所等への周知 (2)-2 ・ 差別解消のための相談体制の整備 (2)-3
	ゴール 11 住み続けられるまちづくりを ・ 住宅のバリアフリー改修等の促進 (4)-1 ・ グループホームの整備の促進 (4)-2 ・ 道路環境の整備 (5)-1 ・ 誰もが使いやすい公共交通機関の整備 (5)-4
	ゴール 17 パートナーシップで目標を達成しよう ・ 障がい者による啓発の支援 (1)-3 ・ 地域における交流機会の拡大 (1)-5 ・ ボランティア活動の推進 (1)-7 ・ 市民への周知 (2)-1 ・ 障がい者の希望に応じた地域生活の実現に向けた検討 (3)-3

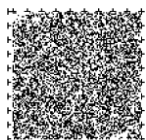


日高市障害者地域総合支援協議会委員名簿

令和5年4月1日現在

職	氏 名	選出区分等
会 長	相川 章子	学識経験者（聖学院大学 心理福祉学部）
職務代理	萩原 政行	指定相談支援事業者 （障がい者相談支援センターなずな）
委 員	藤原 きよみ	障がい者本人またはその家族
委 員	相澤 美智子	指定障がい福祉サービス事業者 （ぶどうの樹 ぶどうの実）
委 員	志村 栄子	指定障がい福祉サービス事業者 （多機能型事業所 すみれ）
委 員	藤川 美郁	指定障がい福祉サービス事業者 （多機能型事業所 ごんたやま）
委 員	四條 美和	指定障がい福祉サービス事業者 （障害児通所支援事業所 螢）
委 員	田島 貴子	保健・医療関係者（埼玉県狭山保健所）
委 員	丸谷 康平	保健・医療関係者 （埼玉医科大学保健医療学部 理学療法学科）
委 員	黒田 由美子	教育・雇用関係機関の代表者 （埼玉県立日高特別支援学校）
委 員	加藤 道郎	教育・雇用関係機関の代表者 （日高市障がい者就労支援センター）
委 員	市村 豊	民間企業の代表者 （株式会社 日本標準統合物流センター）
委 員	小川 晃	障がい者関係団体の代表者（飯能日高精神障害者家族会）





第7期 日高市障がい者計画・障がい福祉計画 第3期 日高市障がい児福祉計画

発行日 令和6年3月

発 行 日高市

編 集 日高市福祉子ども部障がい福祉課

〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢 1020 番地

TEL 042-989-2111（代表）

URL <http://www.city.hidaka.lg.jp/>

この計画書は、作成支援及び印刷を外注し作成しています。

（計画書 100 部、概要版 100 部作成：作成費用 2,640 千円）

